

資 料

仏国船ニール号の沈没*

角 山 幸 洋

— 目 次 —

- 一 はじめに
- 二 積載されていた荷物
- 三 沈没、または引揚げられた荷物
- 四 沈没船の海上保険
- 五 名古屋城の金鯨
- 六 山下門博覧場の展示
- 七 吉田忠七の遭難
- 八 むすび

一 はじめに

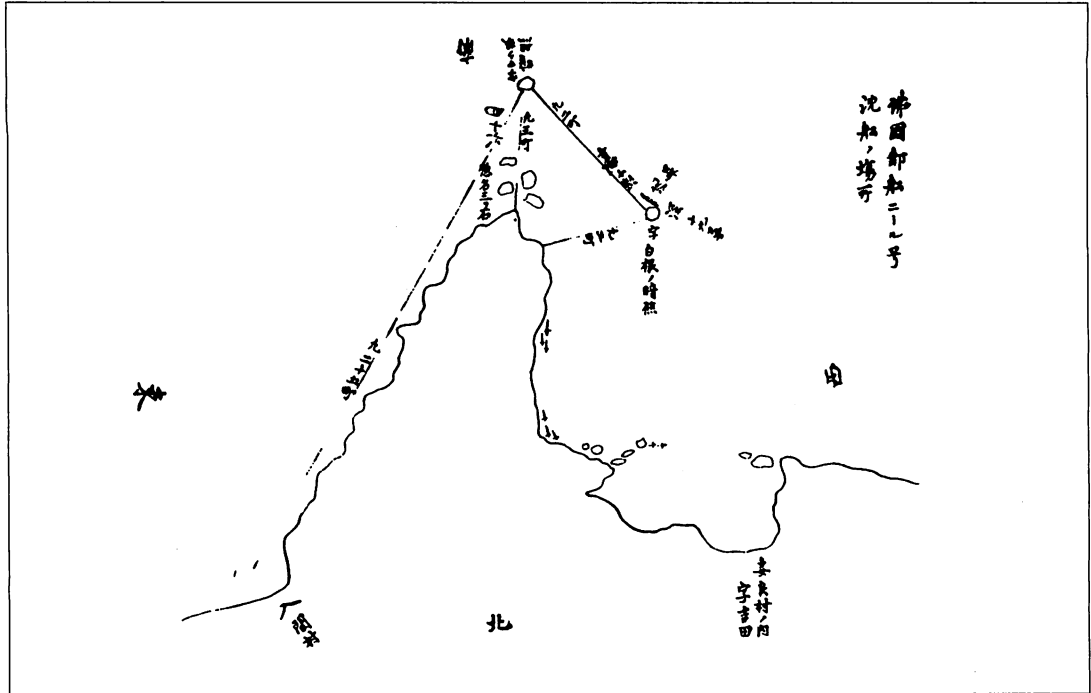
明治七（一八七四）年三月二〇日夜半のこと、フランス船ニール号が暴風雨のため、伊豆沖で暗礁に乗り上げ座礁したことはじまる。この便船にはウイーン万国博覧会に参同したのち、日本に持ち帰るための数々の物品が積み込まれていたのであるが、それらは博覧会に展示されていた美術品、数々の工業品、それに多くの参考品などが、フランス船に積込まれていたのであった。

このフランス船の沈没は、欧州からの近代文化導入を意図したのであるが、まったく不幸の事件であり、多くの物資と日本からの海外伝習生を失ったことは、痛恨の極みといわねばならない。

このフランス船ニール号には、博覧会事務局への荷物を積み込んでいたが、運送経路をたどると、オーストリアのトリエステ港をロイド会社シンド号で出帆したのち香港に達し、そこからフランス郵船ニール号（メッサージュリー郵船会社所属）に積み換え、三月一三日に香港出帆、まさに日本の横浜（仏国一〇番屋敷）に到達しようとしていたとき、この災難に遭遇し沈没したのであった。そのときは真夜中であつたのと、暴風雨のために視界がきかず、伊豆沖の入間村と妻良村字吉田の中

* [キーワード]

フランス船 ニール号 沈没船 明治前期 ウイーン万国博覧会
佐野常民 吉田忠七 名古屋城 金鯨 山下門博物館



【図】沈没地点（『公文録』課局之部 明治七年三月 博覧会事務局

一伊豆国下田沖於テ仏国郵船沈没ニ付官員一名出張伺并取調上申共四通による

間点の岬にある白根の暗礁(深さ十九尋), 横浜より七〇哩(マイル)の地点で沈没した [図面参照]。

乗船者は、遭難当時、百四十六名といわれ、日本人(吉田忠七)が乗船していたが、この難に遭遇したのであった。この日本人は京都府から派遣され、フランスのリヨンに滞在し織物技術の伝習を終えたのち、帰国する途中であった。

このとき積込んでいた日本の荷物は、総数百九十三箱(官物一五三箱, 私物三八箱)で、これには「(正倉院)御物ヲ始メ華族累代ノ重器并社寺ノ什器, 其外買上品等合百九十一(数値の誤差, 註論者)箱有之, 右重器什物等何レモ代器無之銘々秘蔵イタシ来候」¹⁾というわが国にとっては掛け替えのない貴重品であった。ただ名古屋城の金鯨のみは、大型の荷物であったので、香港(あるいはトリエステ港ともいわれる)に積み残され、沈没をまぬがれた。

1) 『太政類典』第二編第三類産業二十一展覽場四 四九

この「バtteイラの説」として、用語について安其可堂主人の投書が掲載されている。

『郵便報知新聞』第三〇三号第一面 明治七年三月二八日

バtteイラの説

横浜新聞第九百六十八号を閲するに我国に於て端舟の称をバtteイラといふハ其出所を知らずといつて元史外夷伝を引て拔都魯より出しならんといへり是説博覧を示すに似て大ひに非なり夫我国に於て欧州の語始めて入りしハ概ね意大利にして同国にハ小舟の称をバットロと云ふバtteイラハ此転訛なり且法国にてバトーといひ英にボートといふ皆此意大利語より出しなり其元を察せずして遠く元史に遡りバットロより出るとハ牽強附会と云ふべし此新奇の訛世人を謬らんことに恐れこゝに贅言す

安其可堂主人

これらの荷物が海底の藻屑と消えることになるが、その一部、六八箱は引き揚げられ、一部は博覧会事務局（のちの東京国立博物館）へ収蔵されることに成功している。また乗組員のうち、四名が救命ボート（バツテイラ）¹⁾で逃れ、賀茂郡入間村に二日未明に、ようやく辿りつくことになるが、一名のみが救助されあとの人達は、絶望的であった。

二 積載されていた荷物

積載していた荷物は、ウイーン万国博覧会に展示したのち持帰ったもののほか、わが国にとっては、国威を海外に示すための各種の品々で、また日本各地の寺社調査をした上で提出した宝物を積載しており、わが国にとっては掛け替えのない品物であった。

これについて副総裁佐野常民も、大隈重信への『養蚕に対する報告書』の前文でつぎのように述べている。

ニール船沈没一条は実以テ驚嘆之至り何共申進様も無之次第実ニ難再得之宝器竝容易ニ採集シ難キ博物館用交易品等一朝ニ失却致候ノミナラス又海上請合も相立置不申今更失策之段千悔致候ノミニテ其始メ荷物積出之節右請合之事及ハンブルク港ヨリ風帆船又ハ臨時ノ蒸気船等ニテ相廻シ候方御入費ヲ減□置等之説も彼是取調候得共畢竟難得□物品誤□ナキヲ要スルヨリ仏国メッサージュリー会社ハ近来破船等之義更ニ聞及候事無之候間少々運賃ハ高く共同社ニ托シ候方万全安着ニ相違有之間敷因テ海上請合之義ハ不少御入費ヲ相省キ候事故来時之振合ニ倣ヒ候方可然ト存竹内事務官其他談判之上右之如ク取計候処不慮之災相起り定めて朝廷ヲ始メ各位ニも不一方御心痛心之義ト恐察仕候

と沈没に対して僅かの出費を惜んでいることを悔やみ、船主側の話によると過去にはメッサージュリー郵船会社は、破船などの事故を起こしたことがないので、運賃は少々高くとも、これに荷物を配船したのであった²⁾。

ここで海上保険（海上請合）のことは、わが国でも経験的に衆知のことであったが、他の博覧会でも経費を要することであり、海上保険の認識がなく派遣されている官員と相談の上で省略することにしたが、不慮の事故を予測することができない当時の事情に照らして、当然の方策であった。

一般の人達は、これらの持帰られる荷物を展示されることで、新しい欧州の文化が吸収できるものとして、わが国では万人が期待を寄せており、新聞紙上でも、そのことが一般に知らされ、博覧会事務局の今後の活動に多大の期待を寄せていたのであった。

去月七日澳國博覧会へ赴きし事務官数名帰朝せられたり彼国に於て買取并に交換せし方今欧米諸国新發明の器械學問上に関する諸品を初として民益不可欠の器物其他珍奇の品物数百品不日に來着すべしといふ右の諸品來着せハ速に之を博物館に陳列して縦觀せしめ普く衆庶知見を拡充するの一助となさんとす

2) 「澳國博覧会出品ニ関スル報告書」博覧会事務局宛 明治七年四月廿日 佐野常民 『大隈文書』第四卷 早稲田大学社会科学研究所 昭和三十六年三月一五日 六一ページ。

とあり、ウィーン万国博覧会からの荷物が日本に到着したら、直ちに山下門博覧場で展示されることに多大の期待を寄せていたのであった³⁾。

三 沈没、または引揚げられた荷物

ウィーン万国博覧会での展示品を日本各地から収集するに際し、万一の事故による物品の補償、償却は予定されることであり、つぎのような布告を出していた⁴⁾。

博覧会取扱局ニ於テハ其品物ヲ鑑定シ代価相当ナリト極ル上ハ其品物ノ預リ切手ヲ渡シ彼地ニ持渡リ博覧ニ備ヘシ後売払ヘキ物品ハ其代価ニ諸入費ヲ算当シテ売払元代価ヲ右切手ニ引替本人ニ渡スベシ

博覧ニ備ル而已ニテ売払ハサル物品ハ彼地ニ於テ鑑定ノ上褒賞ヲ受ヘキハ其褒賞ヲ添ヘテ右切手ニ引替本人ニ渡スヘシ

博覧ニ備売払ヘキ品ニテ其代価ヲ直ニ受取度モノハ品物差出次第其代価相当ノ金高ヲ官ヨリ下渡スヘシ

彼国ヘノ往返船賃并御国内運送旅費等ノ入費ハ一切官ニテ給セラレ途中可成丈破損ナキ様用意シ万一破損アル時ハ相当ノ金高ヲ被下ベシ

と取り決めていたが、あらゆる場合を想定しての紛失、破損、欠損のことは記されていない。このことは明治前期での経験がなく、海上保険の考えが、まったく想定されていなかったのである。

沈没した荷物のうち、海岸に流寄品は勿論、船具のほか、関係品などが海岸に流れついたが、この他の荷物は船とともに沈没した⁵⁾。

一) 水晶玉

山梨県御嶽神社（現住所、大日市七保町葛野一四七九）の御神宝水晶玉を提出していたので、この賠償をどのように処理するかが、問題であった⁶⁾。

水晶玉寸法代価書

一 古水晶玉 曲尺五寸五分 壺類

代金七百五十円

右者上野山内養寿院所持

そのため博覧会事務局は、その解決法として「山梨県下御嶽神社神宝之水晶玉壺類有之右取揚方不行届節ハ古来ヨリ秘蔵之神宝空ク相失ヒ出品者之迷惑ハ申迄モ無之将来出品等申勸方ニモ関係致シ非常之災害トハ乍申不申信失体之筋ニ有之候儀ト殆苦慮仕居候処東叡山境内養寿院所蔵之水晶玉

3) 『郵便報知新聞』第二八八号第一面 明治七年三月一二日

4) 『公文録』課局之部 明治七年五月 博覧会事務局 三七
 澳国博覧会ヨリ物品持帰ノ節豆州沖ニ於テ沈没ニ付点検入費金

5) 『太政類典』第二編第三類産業二一展覽場四 四四

6) 全国神社名鑑刊行会『全国神社名鑑』上巻 史学センター 昭和五二年七月一五日

頗類似之品ニ付原玉取揚不相成時此玉ヲ以テ償還致候得ハ信義相立好都合之儀ト存候」とあり、代物弁償することに予定しており、そのため弁償代価の代金七五〇円の下付を申請している⁷⁾。

沈没後、すぐに気がついた重要物品の水晶玉で、その代償となる物品を探し、処置を予測して上申したが、裁可されたのは「伺之趣ハ沈没之物品取揚方之有無ニヨリ追テ一般同一ノ処置イタスベキ事」として却下している。その後、他の沈没品との書き上げの預り書に挙げられ、補償金の請求として、見込金額千円とあり、前述の金額よりは高価になっている⁸⁾。

二) 美術品

展示品のうち重要な物品は、博覧会終了ののち持帰ったのであるが、取揚判明している分は、

[陶器]

一 銕絵葡萄文角皿 東京国立博物館蔵

[漆器]

一 書棚 金梨地若松秋草蒔絵 東京国立博物館蔵

一 見台 金梨地山水桜蒔絵 同 上

一 置物台 金梨地松皮菱 同 上

一 料紙硯箱の内 黒地色紙扇蒔絵 京都国立博物館蔵

[その他の引揚げられた物品]

一 色絵金彩婦人皿 同 上

一 バター皿 同 上

一 インク壺 同 上

以上の物品が、目録に収録されている漆器ほかで、引揚げ後、海外の博覧会での展示に出陳され、漆器の海水に対する耐久力があることが資料によって示されている⁹⁾。

漆器のうち、北条政子の遺品として、古くから特に知られていた神奈川県・鶴岡八幡宮蔵の手箱について、荒川浩和は「海底に眠る宝物万国博覧会余話」として、記載しているので、関係部分を掲げることとする。残されている文書に記載されていることから、

一 鶴岡八幡宮蔵 籬菊螺鈿手箱
懸子大 懸子小 鏡箱 白粉箱 齒黒箱 薫物箱 元結 畳紙
櫛 櫛払 飾鎖 輪花形合子 同托子 稜花形合子

ではなかったかと推定し、引揚げられたのち漆の耐水性について述べ、いまでも残存の可能性を予測している¹⁰⁾。

7) 『公文録』課局之部 明治七年五月 博覧会事務局

8) 『公文録』明治八年一二月寮局之部 博覧会事務局 二七
御嶽神社宝物預り証

9) 東京国立博物館編『眼で見る120年』東京国立博物館 平成四年一〇月一三日 二〇～二一ページ。

10) 荒川浩和「近代日本の漆工芸」『近代日本の漆工芸』京都書院 昭和六〇年一〇月二八日 二三三～四ページ。

『(ウィーン万国博覧会) 出品目録』では、この名称を「鎌倉古物」としており、内容・名称・数量において、他との異なる記載がなされている。

3360 四四 鎌倉古物	八幡宮宝庫所蔵左之通り	・社宮箱崎博手出ス	
	源頼朝富士牧狩所帯兵庫鎖ノ太刀		一本
	政子手箱		一本
	右之内		
	小箱袋入		八ツ
	銀金物袋入		二ツ
	錫金物袋入		二ツ
	上掛籠ノ内		
	櫛		三十枚
	銀鏈髮懸		一具
	銀針金髮笛		一管
	銀前棒		一本
	中掛籠ノ内		
	畳紙		七把

とある。この明細は、出品目録の草稿として書かれたものであり、幾分とも簡単になっている¹¹⁾。

ただ鶴岡八幡宮蔵品の内容・数量は『太政類典』によると、記載の預り証とは異なっており、

「鎌倉八幡社員へ渡ス

証

一	政子手箱	青貝蒔絵	一箱
			一組見積代価千円

内

山本光雄『日本博覧会史』理想社 昭和四五年六月一日 四一七ページ。

博覧会史料として、東京国立博物館(東京都文京区上野公園)

- 一、書棚 黒地山水松桜蒔絵
- 一、書棚 金梨地若松蒔絵
- 一、見台 金梨地山水桜蒔絵
- 一、料紙硯箱 黒地色紙扇蒔絵(京都博物館へ移管)
- 一、置物台 金梨地松皮菱

(右はいずれも明治六年ウィーン万国博覧会の帰途ニール号沈没し、肥後国天草人富川清一によって引き揚げられたものである。本資料は国立博物館学芸部漆工室長荒川浩和氏から提供を受けたものである)

灰野昭郎『日本意匠一蒔絵を愉しむ』(岩波新書)四二一 岩波書店 一九九五年一月二〇日

11) 東京国立文化財研究所美術部編『明治期万国博覧会美術品出品目録』中央公論美術出版 平成九年五月二〇日 最初の番号は、追番号で、二番目の番号は、分類番号。

小筥	拾二箇		
櫛	三十枚		
髪	銀針金	一把	
	立紙	三把	
一 蒔絵小香筥			一箇
但梅小鳥ノ模様			
			此見積代金拾五円
一 銀作兵庫鎖太刀			一振
			此見積代金二百円

右預り置候追テ此証書引替相成可申候

明治五年十一月

博覧会事務局 』

の預かり証を発行しているが、現品との突合せをしなければ何とも相違する理由がわからず、現在では単なる推定に過ぎない¹²⁾。

三) 正倉院宝物

正倉院宝物もウイーン万国博覧会へ出品されるために船積みされることになっていた。その宝物調査は、東京から町田久成、蜷川式胤、内田正雄のほか博覧会事務局より出品準備のため、画家の高橋由一、写真家の横山松三郎らも同行し、明治五（一八七二）年五月二七日に出発し、八月一〇日に奈良県庁で正倉院の開封について打ち合わせを行い、同一二日に開封をしている（開封期間は、同月二三日まで）¹³⁾。

このときウイーン万国博覧会へ出品する宝物を決めたのであろうが、つぎのような物品であった。

一 頭挿	
一 銀金具群青石々帯	
一 馬具	一
一 染象牙尺	但数種之内青赤
一 新羅琴	一但尾ニ付ク処ノ緒類有之
一 古銅鏡	一但裏螺鈿
一 古笛数種	但一箱入

12) 『太政類典』第二編第三類産業二一展覽場四 五六

沈没ニール船積込品処分

13) 由水常雄「明治五年の正倉院開封目録—蜷川式胤日記『奈良の筋道』より—」『美術史』第八〇号第二二卷第四号 昭和四六年三月三〇日 一六一〜一七八ページ。

ここに引用される「奈良の筋道」には、「此写真澳国へも廻し候はば宜敷ニ付澳国博覧会事務局右巡回の先々にて写真致し候様に随行被仰付入費金及路費迄此局より出る事に相成り申候」とか、「澳国博覧会の為に我國の博覧会の助となりて会計の満る哉品物の集まるや且は内外博覧会の為ニ東大寺の正倉院を開くる事ニ相成る」などの書き込みがあり、ウイーン万国博覧会に持参するための宝物調査でもあった。

- | | | |
|---|----------|-----------|
| 一 | 光明皇后書 | 一卷 |
| 一 | 大筚 | 但擬斑竹制之方一 |
| 一 | 刀子 | 一但銀金具沈香木鞘 |
| 一 | 斑竹筆管并同鞘 | |
| 一 | 金銀象眼入七絃琴 | 一 |
| 一 | 木弓並竹絃式部 | |

の一三品目であるが、これらの物品が仏国船ニール号により沈没し消滅した物品の明細である¹⁴⁾。

この他、展示のため借上げの際、補償するために預ヶ証の書類を入れているものは、

福田敬蔵 明治六年一月十日

- | | | |
|---|---------------|----|
| 一 | 陶鬼 「是ハ既ニ引揚相成」 | 一坐 |
| 一 | 古谷山水石 | |
| | 此価凡見込金拾五円 | |

松平頼総 明治五年十一月十六日

- | | | |
|---|-------------|-----------|
| 一 | 銀台子 | 一脚 |
| | 掛目六貫八百五拾目見込 | 此代価凡千廿五円 |
| 一 | 金釜蓋缺無之 | 一口 |
| | 掛目八百廿目 | 此代金凡千五百円 |
| 一 | 銀盥 | 一口 |
| 一 | 同水次 | |
| | 此二品掛目老貫百六拾目 | 此代金凡百七拾五円 |

式部寮 明治五年十一月廿六日

- | | | |
|---|------------|------------|
| 一 | 梨地蒔絵細太刀 | 見込代価凡金五拾円 |
| 一 | 螺鈿細太刀此分代鞘付 | 見込代価凡金百貳拾円 |
| 一 | 梨地蒔絵野太刀 | 見込代価凡金七拾円 |
| 一 | 飾太刀 | 見込代価凡金三拾円 |
| 一 | 鞘卷太刀 | 見込代価凡金五拾円 |

町田久成 明治六年一月十四日

- | | | |
|---|---------------------------|-------------------|
| 一 | 太刀 一腰 | 売価金七拾円 |
| | 中身正清作 | 此見積代金五拾円 |
| | 但鉄金物純金紋所居・鞘金砂子並金紋付・目貫金無垢竜 | |
| 一 | 竹製薬味瓶立 | 澳国ニテ売却代価拾フロレン本人へ渡 |

14) 『太政類典』第二編第三類産業二〇展覽場三 廿七
南都正蔵院宝物ノ内澳国博覧会へ輸送ヲ請フ

とあるのが記録されているが、この金額が見込（評価）金額としての基礎として支払を義務付けられたのであろう¹⁵⁾。

四) 名古屋城の金鯨

大型の物品であったので香港にニール号に積残しされ、沈没を免れたのであるが、これについては項目を改めて叙述する。

このように寺社の宝物類が明治五（一八七二）年に、各地の宝物調査とともに選定された。日本にとってもっとも代表的な物品であり、これらを展示のために出品する意図は分かるのであるが、万一の事故のことを事前に予測していなかったのである¹⁶⁾。

沈没船ニール号の死者の葬儀については、同月一日に本港本町通カソリック寺院で行い、臨済宗海蔵寺墓所に、仏国人と中国人とを区別して埋葬した。この乗組んでいた人員は、百四十六人と報知されたのは、聞き取りの際に生じたの誤りで、実際には、「船に附属ノ人員六十人、外ニ雇入シナ人二十一人」とのことであった¹⁷⁾。

引揚げは、明治八（一八七五）年まで掛り、漸く一応の完了することになった。荷物のうち、海水に強く、そのち使用に耐えるものは漆器であった。他の物品は海水に弱かったこと、あるいは潜水に耐えず、取り上げることができなかったことである。ところが漆器だけは、付属の金属が腐食したけれども、漆自体には何ら海水に影響されることがなかった。

明治九（一八七六）年四月から引揚を再開しているが、内務省から三月一四日に上申し、「昨年ノ手續ヲ以テ来ル四月ヨリ取掛り、尤費用ノ儀ハ引揚荷物競売代金ヲ以テ仕払申候此段為念御届仕り候」として上申して作業を開始したが、経費を要するので、九月一〇日に事業を中止し、引揚方をオランダ人ジーカルストに譲渡し、これまでの清算を行い、不足金千五百四十一円余の下付を求めているが、その金額通り裁可された。

つまり沈没のよる費用は、記載されている部分のみを明らかにしておくこととつぎのような金額数字となる。

官員出張検査諸経費	六七五円六四銭
引揚人夫・用具等入費概算	五、〇〇〇円

これらの経費の掛かることを上申しているが、沈没船の引揚げられた物品を一般に競売することで賄うという自己経費負担で、この費用を捻出することにより、沈没船の荷物の問題を解決しよう

15) 『太政類典』第二編第三類産業二一展覽場四 五六

沈没ニール船積込品処分

16) 『太政官布告』明治五年四月九日 博覧会事務局ヲシテ華族従来所持ノ宝物ヲ録上セシム

17) 『横浜毎日新聞』第九九八号 明治七年三月三十日 四面。

『太政類典』第二編第三類産業二一展覽場四 四四

足柄県下豆州沖ニ於テ博覧会事務局荷積ノ仏国郵船沈没ス仏国郵船ニール号沈没ノ節流寄死骸其他ノ儀ニ付別紙ノ通り足柄県ヨリ届出候ニ付此段上陳仕候也 五月十四日内務

とすることであった。

なお引揚作業は、いままで博覧会事務局で行っていたが、これ以後、内務省の事業で行うように変更されることになる¹⁸⁾。

四 沈没船の海上保険

出品物の損害補償と、海上保険（海上危険負担料）は、この当時、どのように処理されたか。わが国では菱垣廻船の海損分担についての取り決めがあり、その他、海上輸送について慣習法が存在した。開港したのち、貿易上の必要から、彼我ともに法律化されることになる。ただ海上保険の認識だけはあまり必要を認めてはいなかったのがあった。そのため福沢諭吉は、このとき保険の訳語がないので、

災難請合（生命保険）

火災請合（火災保険）

海上請合（海上保険）

の三語を『西洋旅案内』で分類紹介しているので、この訳語が一般化され、当分の間、佐野常民もこの用語を上申書でつかっている¹⁹⁾。

これは経費が多く掛かり過ぎたので、山梨御嶽神社の御神宝である水晶玉についての保証は代物弁償としたが、それ以外のものは代物弁償するものがなかったようである。

この沈没に際しての海上保険は、日本では海損分担として、経験的に損害が、分担されていた。ところが保険料、海損物資の取扱、荷物の引揚などについての取り決め、については、不十分な状態であった。

ウィーンから荷物を送り出す時、佐野副総裁は、郵船会社から海上保険をすすめられたが、契約することを怠っていた。このことは保険事業にあまり経験の持たない佐野にとっては、事務官と相談した結果、荷物の到達を信頼し、その上経費に余分の負担が掛かることに難を示していた。

これにより佐野常民が、このたびの損害に見合う再契約した内容は、一八七四年一月七日付の書状により、取り決めているが、凡そつぎの通りであった²⁰⁾。

- 一) トリエステ港より、日本へ運送の荷物、一メートル立方、或は五百キロに付き、九五ドルの割で、フランスより日本へは、現行運賃表に応じ、二割五分引きとする。
- 二) ニール号により沈没した荷物を欧州より再度、取寄せる運賃は、無賃とする。
- 三) 貴船で博覧会所属の官員が日本と欧州との間を航海するときは、定価の三割引きとする。

18) 『太政類典』第二編第一七二巻産業二一展覽場四 五七

同船賃返戻ノ金額ハ大蔵省ヘ納付シ沈没品償却等ハ内務省ニテ処分ス

19) 福沢諭吉「西洋旅案内 付録」慶応三（一八六七）年一〇月『福沢諭吉全集』第二巻 岩波書店 昭和三四年二月一日

20) 『太政類典』第二編第一七三巻産業二二展覽場五 四六

四) 貴船で日本欧州へ運送する荷物運賃は、一メートル立方につき、一〇〇ドルの割とする。

五) 貴船で博覧会関係の日本官員を除くほか、日本文武官員が欧州日本間を航海するときは、定価の一割五分引とする。

五 名古屋城の金鯢

このとき名古屋城の金鯢は大型の荷物であるので、オーストリア国トリエスト港に積み残され難をのがれた。なぜ名古屋城の金鯢が、どのような経緯からウィーン万国博覧会に展示されることになり、輸送されることになるのか、この当時の事情について説明を要するのであろう。

明治政府は廃藩置県の政策をとったため、各藩は城郭が無用の長物として放置されていたのであり、新政にたいして、いままでの政治の用具にしていたものを放棄すること、あるいは幕府側の敗北から、その残存物を、毀釈することに未練はなかった²¹⁾。

とくに名古屋（尾張）城の天主にあった金鯢は、いろいろの物語を生むことになる。明治初年には、東京に輸送されて献納のために、宮内省に置かれていたのである。なぜ東京の宮内省にあったかは、天皇制の確立のため、皇室財産を増加させるために各地からの献上が続いていた。法隆寺献納宝物、正倉院宝物などは、よく知られた献上物であるし、また天皇は各地を行幸することにより、知名度をたかめ、その一方では、幕藩体制の崩壊は、寺院から城郭にまで及び、各地の城郭は取り壊しが行われ、廃藩置県とともに落城することになる。

この天守閣にあげられた金鯢は、古代の鷗尾と類似するもので、想像上の魚であるが、次第に形式化し抽象化されて、発達したものである。中国では、唐代ころ魚尾星に象り水に緑のある魚形をつけて火災除けの呪いとした。

この魚形は鷗尾に似た魚で浪を激し雨を降らすものと信じられ、鷗尾と称した。禅宗建築に用いられるとともに、その形が勇壮なために城郭建築に用いられた。普通は瓦製、或いは青銅製であるが、金色のものも製作された。名古屋城のものは木型の鉛銅を被せ、さらに黄金を張ったものである。慶長小判一万七千九百七十五両の金を使ったといわれる²²⁾。なお岡田健英は、名古屋城の解説で「この金鯢は、南北にならんでおり、北が雄、南が雌とされ、高さおよそ二四七cm、芯木を桧で造り、これに鉛板を張りつけ、さらに銅板をもっておおい、鱗には純度の高い慶長大判一九四〇枚を用いたといわれる」としている。

明治三（一八七〇）年一二月には名古屋藩から申請し、「名古屋城天守之金鷗尾、全無用之長物ニ候間、右金剝シ、乍聊御用途之末貢納仕度」として翌四年に東京に運搬して、宮内省に納めている

21) 大類 伸・鳥羽正雄『日本城郭史』雄山閣 昭和十一年一月二〇日 [五版 昭和四三年一〇月廿五日] 七二六ページ。

22) 大類 伸・鳥羽正雄『日本城郭史』雄山閣 昭和十一年一月二〇日 [五版 昭和四三年一〇月廿五日] 六四五～六ページ。

森山英一『明治維新・廃城一覽』新人物往来社 一九八九年一月二〇日

のである。ただ宮内省でも、この処理には困ることになり、物置に保管していた。これを田中芳男は物置にあった金鯨の利用を考え展覧会に展示することを願出ることにした。

このとき各地の城郭は荒れるに任せており、名古屋城でも荒れ放題となっていた。このとき献上することがはやり各種のものが皇室に献上されたので、正倉院(もとは東大寺の正倉)、法隆寺(法隆寺献納宝物)など、各地の宝物調査が行われた結果、海外への流出をさけることができず、また廃仏稀釈が各地を蔓延したのであるが、寺社の経営をまかなうために、各種の仏像が寺社から宮内省に送られ積上げられた。そのなかに名古屋藩から献納された金鯨(金鷗尾)があった²³⁾。

宮内省に献納される経過は、明治三(一八七〇)年のこと、天守の金鯨は、無用の長物になったとの理由で、名古屋藩庁から朝廷に伺いを出し、翌明治四年二月に取り下されることになり、四月七日に南方を降ろし、一四日に北方をおろしている。六月九日には箱二個に収め、地車二両に積み、車一両に人夫三十人をして引かし、蔵前より船に積み込み、知多丸に移して、東京に海送させた。六月一六日に東京に着き、宮内省に納められている²⁴⁾。

その内、一つはウイーン万国博覧会に送られて、鎌倉大仏紙の張抜(輸送途中で火災にあい消滅)、谷中の五重塔雛形、大太鼓、大提灯とともに、展示の目玉として日本館を飾ることになる²⁵⁾。他の一つの金鯨は国内博覧会(山下門博物場)に出品されているが、この事情を田中芳男は、つぎのように講述している²⁶⁾。

明治五(一八七二)年になりまして今度は聖堂、即大成殿に於て博覧会といふ名前で開設しました、ところが中々見る人が多く押合つて仕方がないそれで人を入れない策を取つた様なことでありました、其時に尾張城の金鯨を持つて来て中庭に陳列したのが評判が宜かつた、是は尾張藩から献納したのであります、それが宮内省の物置きにあつたので、それを貸してやろうといふことで、拝借して聖堂博覧会の出品としました、其金鯨の一つは澳国の博覧会にもつて行きました、それと東京にあつたのとで一対である、其澳国博覧会に持つて行く途中で沈

23) 『名古屋市史』政治編第一 名古屋市役所 大正四年十一月一五日 三六一、八二一～二ページ。

正式の名称は、鷗尾であるが、通称にしたがって「金鯨」としておく。

24) 『名古屋市史』地理編 名古屋市 大正五年三月三〇日 五三四～五ページ。

鯨の惣長壱丈三尺五寸、頭長五尺八寸、巾二尺八寸、高三尺五寸、眼大サ一尺三寸、惣心は銀、黒眼は赤銅、下地桧木にてつくり、上を鉛で包み、其上を唐金で包み、さらに金にて苔を付ける。

25) 田中芳男・平山成信編『澳国博覧会参同記要』森山春雍 明治三〇年八月七日

〔『明治前期産業発達史資料』第八集(2) 明治文献 昭和三九年一〇年二九日に収む〕

巨大物品

金鯨 地銅金キセ 高サ・八尺七寸、尾ノ開キ・五寸四寸、胴ノ周り・七寸三寸、眼ノ径リ・一尺是ハ尾張名古屋城ノ天守ニ掲ケアリシモノニテ慶長年間ニ製作セシモノナリ

26) 日本山林会編「田中芳男君の経験談」『田中芳男七六展覧会記念誌』日本山林会 大正二年一月一日これらの記事は、つぎの大日本農会報の記事から転載したものである。

田中芳男「田中芳男君の学歴と産業上の啓導」『大日本農会報』第三八九～三九四号 大正二～三年 大日本農会 七七～八ページ。

没しましたが幸ひ金鯨は沈まなかつたので、後日一對となつて元の名古屋の天守閣に上ることになりました、今では名古屋の名物となつて居りますが我々の方では此金鯨は澳国博覧会に出品したといふので一つの記念物になつて居ります、

またウィーン万国博覧会に随行した平山成信は、このウィーン万国博覧会に出品された金鯨について、次のように述べている²⁷⁾。

例ノ有名ナ名古屋城ノ鯨一箇ヲ澳国ニ出品セシハ諸人ノ知ル所タカ此ノ鯨ハ「ニール」号ト共ニ沈没シタルトカ又ハ一旦沈没シタルヲ引揚ケタト云フ説モアルカ事実ハ全ク沈没シナイ閉会後澳国「トリエステ」港ヨリ他ノ荷物ト共ニ「ポルサイド」ニ送り同港ニテ仏国船ニ積替ヘ日本ニ積戻シタカ丁度香港テ再ヒ「ニール」号ニ積替ヘタ荷物ノ内ニ在ルヘキ筈故沈没ト信セラレタノハ無理カラヌコトナカラ鯨ノ箱ノ重カッタ為メ「ポルサイド」ニ残サレ次ノ船ニ積入偶然沈没ノ災難ヲ免レタ訳タ

また『横浜毎日新聞』の「諸方寄書」によると²⁸⁾、

○去ル十四日澳国ウィーンナ府ヨリ還朝セル金ノ鯨鋒ハ西洋ニ始ハ鍍金ト思ヒシカ彼地ニ於テ切磋琢磨セシ処終ニ真金ナル事ヲ顕セリ是ニ由テ諸人大ニ賞観セリトソ且今般愛知県下ニ於テ博覧会ヲ催スルニ就テハ当港ヨリ直ニ之ヲ旧里尾張名古屋ニ運搬ス謂ツヘシ錦ヲ衣テ故郷ニ帰ルト然リ而シテ斯ル真物スラ外国ニ在テハ之ヲ疑フ者アリ況ンヤ皇国ヨリ他邦ニ遊学セル諸君卞和氏ノ璞ニ似タル質アラバ勉強刻苦シテ日ニ就月ニ將ノ功ヲ累子其天資ノ夜光ヲ顕ハシ以テ外人ノ刮目ヲ要スベキ事勿論ナリ嗚呼生徒ニシテ鯨ニタ^マモ如カサルヘケンヤノ誹リヲ取ル時ハ実ニ耻ツヘキコトナラスヤ

六 山下門博覧場の展示

ニール号で死去した人物と沈没した物品を調査すること、それに関連して日本政府は、どのように対処したか。そのことはとりもなおさず日本の将来に及ぼす影響は計り知れないものがあつた。

引き揚げたとき、物品のうち耐水性のある湿気に強い漆器は、使用に差し使えなかつたが、海水に弱い物品は漆器を除いて用途を失うことになる。

いわゆる展覧会後の持帰り品について、展覧会を山下門博覧場で開催することになっている。この展示効果は、多くの関心を助長することになり、その効果は計り知れないものがあつたが、展示に対するいわゆる沈没船による荷物不足による規模の縮小、不足部分を民間からの借用することになるが、その一方では佐野常民の責任論が問われ、このとき進退伺を提出している²⁹⁾。このことから報告書『澳国博覧会参同記要』の作成に、あまり積極的に協力しなくなるのであろうか。

27) 平山成信『昨夢録』平山成信 大正一四年三月一日 五ページ。

28) 『横浜毎日新聞』第一〇一五号第四面 明治七年四月二〇日

29) 『太政類典』第二編第一七三巻産業二一展覧場三 三二

澳国博覧会へ展列ノ物品沈没ニ付佐野常民待罪 明治八年一月二五日

このため再買付のためにふたたび派遣されることになり、再度の買付に経費を要することになる。ウーン万国博覧会の後は、展示品・購入品・伝習者の購入した器（機）械類・参考品など、船積みされていた荷物は膨大なものであった。その展示場所は山下門博物場で、出発する時には、どのような織物器械類を陳列するのか不明であるが、現在の建物は家屋の屋根が低いため、欧州で購入する織物器械を展示することには、不適當であるので、陳列場建築諸費一五二八円七三錢八厘を予定しているが、この費用はウーンで展示品を売捌くことによる残金から出金することとし、その調査を大工棟梁松尾伊兵衛（造営・東京銀座一丁目・四〇才）に依頼することにした。

彼は、派遣するに際しての履歴では、

「大工肝煎
一松尾伊兵衛

右ハ当時建築ノ事業者有之候へ共追テ西洋家屋取建方ノ事業ヲ見取講究為致候筈ニ候」と記され、佐野常民より、正院へ上申された上申書にみる事ができる。松尾伊兵衛は、オーストリアへ随行し、日本建築の建設に携わる者で、イギリスに於いて日本売店、庭園を建設する時も出張していること、また博覧会の終了後、ヨーロッパの建家法を取り調べているので、彼我の便否を斟酌いたし列品場を建築するであろうとの見解であった³⁰⁾。

開催された展示品の数量は、つぎの項目で明らかである。沈没したので、すべての物品を陳列することができず、個人、会社などで注文した器械で購入したものを補助的に展示することにした³¹⁾。

一草花園及媒助曲技通管試業有品目録	一
一製糸燃製糸及試験機械等有品目録	二
一織機試験道具類目録	三
一漆器試験用道具類目録	四
一紙漉試験場附属道具目録	五
一卷烟草試験道具類目録	六
一玉磨場諸道具目録	七
一尺度目盛其外試験器械類目録	八
一陶器及義布斯試験道具目録	九
一色漆試験道具類目録	十
一写真器械目録	十一

30) 『太政類典』第二編第三類産業一八展覽場一 五

博覧会事務局ニ於テ澳国ヨリ持帰ノ織物器械類陳列場建築諸費金千五百式拾八円余同国ニ於テ物品私代残金ノ内ヲ以テ遣払是迄ノ費用清算ヲ遂ケ可納付候条為心得此旨相達候事

31) 『公文録』明治九年一九 公文附録二〇 澳国博覧会報告書

「澳国博覧会報告書」第九

一 蠟製石油分析試験道具目録	十二
一 試業用器械類当時陳列品目録	十三

ここで「織物器械類」を展示したのであるが、そのうち織物器械は、建物を新しく建築をして収納し導入したのは前記の通りであるが、このことからみると、最初から購入予定していたことであり、欧州からの新規織物技術導入に意欲的であった³²⁾。

ただ澳国博覧会報告書では、佐野常民は必ず序文に相当するものを執筆している。それにも関わらず『澳国博覧会参同記要』では、田中芳男と平山成信に編集の総てを譲り、筆を絶っているのである。このことは仏国船ニール号の沈没と関係があるのではないか。たしかに沈没の事実を書いているのであるが、関係記事は、ごくわずかであり、決算などは詳細に書くことを遠慮したのであろう。佐野副総裁は、なにも自己の責任ではなく船舶事故のためであるが、そこには、古傷に触れることに抵抗があったのである³³⁾。

佐野常民は『澳国博覧会参同記要』の作成には、当然のこと執筆することを避けたのかも知れない。もし報告書にこの事実をあげるのであれば、紙面を費やして書かれるべきであるが、佐野は報告書以外には、なにも書いていないのである。

これらの沈没した物品は、博物館に於いて動態展示して西欧の実情を認識させること、また一般大衆、企業家、専門家による批判を仰ぎ、それを模範として、国産化することであった。

山下門博物館は、つぎの展示場からなっていた。

第一～七試業場

に展示したのであるが、屋内に試業場が設けられていた。ここでは試業という用語が使われている。これは今日の動態展示であり、動かすことで観客の注目させることであったが、このような展示をすべての場面で行なおうとする方針であった。その展示の意図は、試験的に動かすことにあり、現在でいう動態展示に相当するものであった。それらは全く未知のものがあり、わが国にはあるが、全く形式の異なるものであった。このとき単に日本人の意識を改革させるものが展示されていた³⁴⁾。

このうち染織に関係するものは、第二試業場に展示されたのであるが、そこには製糸、織機などの機械が展示されていた。これらは、これからの機業家にとって今後導入すべき道具であり、またこれらを参考にし、国産化をはかろうとするものであった。

七 吉田忠七の遭難

技術伝習生として派遣されていた染織関係の機業家は、京都府から派遣されていた吉田忠七で、

32) 『公文録』課局 明治八年三月 博覧会事務局 二二

一 澳国ヨリ持帰器械類陳列場建築伺

一 澳国於テ購求互易ノ器械陳列等ニ付構内東北長屋修繕且引直費別途御渡伺

33) 田中芳男・平山成信編『澳国博覧会参同記要』森山春雍 明治三〇年八月七日 [『明治前期産業発達史資料』第八集(2) 明治文献 昭和三九年十月二五日に収む]

34) 東京国立博物館編『東京国立博物館百年史』資料編 東京国立博物館 昭和四八年四月三〇日

このニール号に乗船していたが、ポートに難を逃れた者は、わずかに四名でそれには含まれていなかった。リヨンに織物見習をしていた吉田忠七は、京都府から派遣された機業家である。もと京都府は、都が東京に移ったため、京都は火の消えたように寂れることになり、そのため政府は、御下賜金三万円を京都へ下付したので、これを基金として、西陣の改革に乗り出し、長谷知事は三名の機業家を派遣することになる。これが織物伝習生であり、佐倉常七、井上伊兵衛、吉田忠七の三名が派遣された。このうち吉田は、帰国の途次に、ニール号に乗船していたので日本に将来したであろう機械もろとも海の藻屑と消え去えた³⁵⁾。

なお佐倉常七と、井上伊兵衛が、持ち帰った(一)ジャカード、(二)バツタン、(三)金箆、(四)紋彫器械等の機械は、明治七(一八七四)年三月一日から六月八日まで開催された第三回京都博覧会(京都御所、仙洞御所)に出陳して広く一般の機業家に紹介された。なおこの機械類の技術移転の問題については、別項で取り扱うことにしたい³⁶⁾。

ただ大田英蔵は、この吉田忠七について述べているが、ニール号の記述については、どのような資料によったか明らかでないが乗船人員の数値に誤りがある。

彼の乗船であったフランス船のニール号が伊豆沖で暴風におし流されて座礁沈没し、吉田は船と運命を共にした。乗組者は九七名とされているが、溺死を免れた者はフランス人三名にすぎなかった。京都府は神奈川県、足柄県を通じ死体の確認、遺留品の捜査等百方に手を尽くしたが、確かなものは得られなかった。ただ溺死を免れたフランス人一人が吉田と懇意であった。彼の言によれば京都の糸屋で、吉田某といい、年は三〇歳ほどで、織物に関しフランスで十三か月在留し、このたび帰国する旨を話していたと、このフランス人がかねてから懇意にしていた横浜の武蔵屋庄兵衛に語っていたというのである。(後略)

これ以下の文章は、現実の調査がなされたものでないから、省略することにする³⁷⁾。

救助されたレオンの話によると、「横浜五丁目絹屋武蔵屋庄兵衛ト申者懇意ノ由」とあるので、その知己から吉田の住居等を尋ね、また京都府へ文通したところ、「其外ハ直接引揚帰県ノ心得ニ御坐候」とあり、海外留学からの帰国は、この時点では、個人の問題として処理されようとしていた³⁷⁾。

『太政類典』に記載された吉田忠七関係事項について、この当時、取り上げられた彼の輪郭を明らかにすることにしたい。まず彼が、この郵船に乗船していることが分かったのは、三月二九日の

35) 佐々木信三郎『西陣史』芸艸堂 昭和七年九月一〇日 一一五ページ。

『太政類典』第二編第三二巻官規六 稟候 明治七年八月七日

一 京都府下織工忠七仏国ヨリ帰帆ノ際、溺死ニ付遺族へ扶助金給与 五二

36) 明治七年三月一日～六月八日第三回京都博覧会 於京都御所・仙洞御所

37) 大田英蔵「近代西陣の夜明け—空引機からジャカード機へ—」『服装文化』第一四八号 昭和五〇年一〇月一〇日 二〇～三五ページ。

37) 『太政類典』第二編第一七三巻産業二—展覽場四 四四

足柄県下豆州沖ニ於テ博覧会事務局荷積ノ仏国郵船沈没ス

38) 37) に同じ。

ことで、香港領事から、

過日伊豆沖ニテ沈没ノ仏郵船ニール号へ日本人乗客有之候ハ、姓名等申越候様香港領事館へ掛合候処別紙訳文之通マルセル出発ノ吉田ト申者一人ノ外無之趣電報ニテ回答有之候間即別紙訳文相添此段申上置候也 三月廿九日外務

在香港樋野領事電報 外務省宛

仏朗西船ニール号乗組ノ日本人船客ハマルセルヨリ出発ノヨシタ唯一人也 三月廿八日午後一時外務

工部省届

昨六年第三十一号ヲ以仏国滞在西陣織工兩名ノ内染物伝習トシテ猶半ヶ年間滞在ノ儀同七月廿七日伺済相成候ニ付同国へ民費ヲ以テ罷越居候吉田忠七儀必適ノ者ニ付滞在伝習ノ儀申達候旨同十月三十日及御届置候処全人儀満期ニ付今般郵船「ニール」号ニ乗組帰朝ノ砌豆州賀茂郡入間村沖ニ於テ沈没溺死致シ候趣京都府ヨリ届出候ニ付此段御届申進候也 四月十二日工部

とあり、博覧会に同行したのち、伝習のために自己の費用で六カ月滞在し、このたび帰朝することになり、マルセイユ（原文はマルセル）港から乗船し、このたびの海難に遭遇したのであった。その他の機織上の伝習については、別に述べることにする³⁹⁾。

八 むすび

ここでは、いままであまり知られておらず、記載のなかった仏国船ニール号の沈没について、現在公開されている資料をあげて、事実を明らかにすることにした。この沈没による影響は、明治一〇年代のわが国にとり大きな損失であり、殖産興業のため新技術導入上で測り知れないものがあつた。そして再び欧州から買い付ける方法が取られたことは、やむを得ないことではあつたが、それにも増して人材の損失は取り返しのつかなかつたことで、フランス・リヨンでの伝習生吉田忠七が帰国を目前にして遭難したことは、その伝習成果を発揮できないままの挫折であつた。

ウィーン万国博覧会の成果は、政府の公式的成果は縷々書き上げられるが、それに対して負の結果をも存在するので、その面からここにとりあげることにしたのである。

[追記]

校了後、つぎの文献を恵与されたが、本稿に活かすことができなかつた。

橋詰文彦「田中芳男と万国博覧会—明治期における実務官僚の役割」『長野県立歴史館紀要』第三号

長野県立歴史館 一九九七年三月

橋詰文彦「万国博覧会の展示品収集と「信濃国産物大略」」『長野県立歴史館紀要』第四号 長野県

立歴史館 一九九八年三月

39) 『太政類典』第二編第一七二類産業二—展覽場四 四四

足柄県下豆州沖ニ於テ博覧会事務局荷積ノ仏国郵船沈没ス

京都府立総合資料館編『京都府百年の資料』二 商工業 京都府 昭和四七年三月三一日

【公文書目録】

田中芳男・平山成信編『澳国博覧会参同記要』上篇 明治三〇年一〇月二五日 〔『明治前期産業発達史資料』第八集(2) 明治文献 昭和三九年一〇月二五日に収む〕 六五～六六ページ。

第十八章「ニール」号船沈没附積荷引揚

曩ニ佐野副総裁ノ澳国ニ在ルヤ仏国郵船ヲ以テ澳国「トリエステ」港ヨリ積出シタル第一回ノ荷物箱數百九十三箇無事香港ニ到着シ同港ニ於テ右会社ノ郵船「ニール」号ニ積換ヘ回送シタリシニ七年三月廿日我豆州洋ニ於テ暗礁ニ触レ即時沈没シタル旨本邦ヨリ電報アリ因テ直ニ仏国ノ本社ヘ書ヲ発シ而シテ再ヒ購求スベキ物品ハ其購求ニ着手セリ独リ金ノ鯨ヲ入レタル箱ノミハ香港ニ積残シタルヲ以テ幸ニ沈没ノ難ヲ免レ後無事ニ本邦ニ到着セリ

佐野旧副総裁ハ既ニ馬塞里ニ於テ右会社社長ヘ談判ノ末「ニール」号□積荷ノ引揚ニ付テハ異論ナキ旨ハ帰朝後同社ヨリ再度ノ来書ニテ明瞭ナルヲ以テ八年二月廿七日ニ至リ右引揚□ニ其入費ヲ別途ニ下渡セラレンコトヲ上申シ許可アリタルニ由リ肥後国白川県下ヨリ水練者富川猪四郎ヲ雇ヒ仏国領事代「フランダレル」氏ヲ立会出張セシメ我ヨリハ藤山種広出張シテ箱詰又ハ菰包六十八箇ヲ引揚ケ同年十一月ニ至リ其処分ヲ内務省ヘ打合ノ上之ヲ同省ヘ引継キタリ

『公文録』各課局伺 明治七年三月 博覧会事務局

一 伊豆国下田沖於テ仏国郵船沈没ニ付官員一名出張伺并取調上申共四通

四六

明治七年三月三十日

太政大臣

博覧会事務局

参議

外史本課長

本月廿一日仏国郵船下田沖ニ沈没ニ付同会社ヨリ報知之段去ル廿八日上申致シ置候通今日迄確報相待居候得共未タ不申越ニ付関沢明清山高信離之内一人出張之上 薦ヨリ取調申度候間明朝彼地迄出張為致度此段至急相伺候也

後裁下之趣承知仕候

『公文録』各課局伺 明治七年五月 博覧会事務局

一 伊豆岬於テ沈没ノ仏船ヘ積入ノ御嶽神社奉納水晶玉償還伺

三七

明治七年五月十二日

太政大臣

博覧会事務局

参 議

外史本課長

左院議長

財務課

澳国ヨリ物品積来候仏国郵船伊豆岬於テ沈没イタシ候ニ付荷物取揚方手段即今商議ヲ尽シ右手順ニ取掛罷在此上実地検査之模様ハ追々可申上候ヘ共海底之様子ニ寄万一取揚方行届不申節ハ諸々ヨリ

出品之分ハ□而聚集之頃御布告面之趣モ有之夫々償却等不被成遣候而ハ相成間敷ニ付取揚方之成否ニ因而追而見込相立伺出可申候得共沈没イタシ候品之内ニ山梨県下御嶽神社神宝之水晶玉壺類有之右取揚方不行届節ハ古来ヨリ秘蔵之神宝空ク相失ヒ出品者之迷惑ハ申迄モ無之将来出品等申勸方ニモ關係致シ非常之災害トハ乍申不信失体之筋ニ有之候儀ト殆苦慮仕居候処東叡山境内養寿院所蔵之水晶玉頗類似之品ニ付原玉取揚不相成時此玉ヲ以テ償還致候得ハ信義相立好都合之儀ト存候若沈没之玉取揚同社_五還送之道相立候ハ、売払候而モ可然ニ付其筋之職工等ニ点檢為致候処古玉ニ相達無之代価亦下直之趣申出候間即今買上置申度尤右代金之儀ハ沈没物品中出品者へ償却可致品代等之内_五組込一纏ニ可伺出之処此寸法ニ可此玉容易入手相成□候ニ付一時物品御払代之内ヲ以操替置候様可仕候此段相伺申候也

但シ本文水晶玉之儀当今外国人中望人モ有之候ニ付早々決議候様持主願出居候間可成ハ迅速御允許相成度存候也

水晶玉寸法代価書

- 一 古水晶玉 曲尺五寸壺分 壺類
代金七百五拾円
右者上野山内養寿院所持

【公文録】各課局伺 明治七年六月 博覽会事務局

- 一 主船寮小工手柴田勘吾外四人豆州へ出張届 三十
- 一 澳国ヨリ持帰品目上梓届 三二

【公文録】各課局伺 明治七年七月 博覽会事務局

- 一 山高信離豆州出張先ヨリ帰朝届 二十

【公文録】各課局伺 明治七年十一月 博覽会事務局

- 一 澳国博覽会物品持帰ノ節豆州沖ニテ沈没ニ付点檢入費金御下附伺 廿一
沈没船検査内訳略表

合金六百七拾五円六拾四銭

内訳

金百九拾壹円拾貳銭五厘 旅費

但山高信離始六名渡

金貳拾三円四拾七銭五厘 同

但元竹富川猪四郎始三名東京ヨリ伊豆国妻良村迄往復并滞留共

金百拾九円拾四銭四厘 諸俸給

但主船寮少工手柴田勘吉始七名渡

金壹円六拾貳銭五厘 諸備給

但足柄県渡海土備料

金拾四円九拾六銭 人足賃

但伊豆国妻良村ニテ傭之

金八円拾貳銭五厘 船傭賃

但同所

金四拾八円八拾五銭 小買物其外難費

金四拾三円七拾八銭貳厘 運送賃

但水潜器械東京より伊豆妻良村迄往復并先觸賃共

金貳百拾七円 水潜器械損料

但日数三十一日分一日ニ付金七円

金七円五拾五銭四厘 網一房損料

但日数三十一日分一日ニ付金貳拾四銭三厘六七

明治七年十一月九日

大臣 参議

議長

財務課

博覧会事務局伺澳国ヨリ持帰ノ物品積入候仏国郵船ニール号豆州沖ニテ沈没ニ付為実檢官員出張尚
又主船寮工手水潜人等召連候入費金ノ議審按候儀右ハ非常之災害ニ遭ヒ無余飯臨時費相掛リ候次第
ニ付諸入費高金六百七拾五円六拾四銭別途御下渡ノ外有之間敷存候依テ大蔵省へ御達按左ニ取調此
段上陳候也

大蔵省へ御達按

澳国博覧会ヨリ持帰ノ物品豆州沖ニテ沈没ニ付官員出張檢査諸費金六百七拾五円六拾四銭別途
渡方博覧会事務局申出ノ趣聞届候条調査ノ上渡方可取計ニ此旨相達候事

十一月十四日

『公文録』課局 明治八年三月 博覧会事務局

- | | |
|-------------------------------------|----|
| 一 澳国ヨリ持帰ノ織物器械類陳列場建築伺 | 廿二 |
| 一 澳国於テ購求互易ノ器械陳列等ニ付構内東北長屋修繕且引直費別途御渡伺 | 廿三 |
| 一 佐野常民横須賀行延引申立并出張届 | 廿六 |
| 一 豆州沖沈没荷物引揚方人夫用具等入費別途御渡ノ儀上申 | 三四 |

明治八年二月廿七日

大臣

参議

博覧会事務局

外史本課長

昨年三月廿日豆州沖於テ仏国郵船沈没イタシ右積荷之内御物ヲ始華族累代之重器并社寺之什物其外

買上品等合百九拾壱箱有之右重器什物等何レモ代品無之銘々秘藏イタシ来候ハ勿論其始御布告之趣モ有之候故出品イタシ候事ニ付此般之如キ天災ハ不得已義□ハ乍申十分保護之道不被為尽候而ハ自然信ヲ人民ニ可被為失ニ付深苦慮仕右積荷引揚方之手順等海上法律書等モ取調之末仏国コンシエル及郵便会社ジレクトル并エゼント江モ数回談判ヲ遂ケ候処別紙之通同国コンシエルヨリ書簡差越同コンシエル之許可ヲ受且洋曆千八百三十三年之法則ニ照準所分イタシ候得ハ差支無之旨申越候事ニ候就而ハ白川県下天草郡牛源村住之者ニテ是迄沈没船取扱方巧者之者有之先般実地検査為致候処見込書差出右ハ海底危険之事業ニ而素ヨリ成否ハ予シメ難差定候得共其見込之趣ニ而ハ至極可然被相考候ニ付是ヲ採用イタシ先試験旁引揚方着手仕度候尤人夫及用具等迄精々省略イタシ入費概算仕候処凡五千円ヲ要シ可申ニ付是ハ別途御出方相願候事ニ御坐候勿論引揚荷物之内売却可致物モ出来可申且他之所有品ハ夫々入費割合為差出候上引渡候義ニ此金額ハ併而其筋江相納可申奉存候右御解決之上ハ仏国コンシエル等江猶照会可致廉ニモ有之候間篤ト御評議被下可成速ニ御裁下被成下度依之別紙同コンシエルヨリ之来書并法則書訳文相添佐野常民江協議之上此段奉候也

先般ニール船引揚方ニ付条約ノ仕様申上候節引揚ノ上ハ物価三分ノ一ヲ引揚人江払へ自分荷物請取ル等ノ都合モ申上置候前段ノ仕様海上請合会社掛ノ者江申込候処ロイドト申者一人承知不仕無余義次第ニ御坐候若シ貴国政府ニテ引揚ニ相成候節ハ千八百三十三年ノ法則ニ準シ御所分可然存居候右等ノ事務取扱ノ為ニ貴国政府ニテ選挙ニ相成候主任ノ者ハ二箇条心得可在之候

第一箇条 コンシエル館ヨリ引揚取扱ノ許可ヲ得ルベシ

第二箇条 諸出費ノ為ニ相応ノ積金ヲ備フベシ

諸出費ハ引揚タル物品ノ価ニ応シ其ノ物品ノ内ニテ勘定ス若シ荷主中ニ物品其ノ儘ニテ請取ル事ヲ望ム時ハ後チ糶売り又ハ入札払ニテ物価ヲ定ベシ万一諸費ノ高物価見越ス節ハ荷主諸雑費払スシテ自分ノ荷物見捨ルハ無論ノ事ニ候也

千八百七十五年正月十一日

横浜在留仏国コンシエル

プリシヨン

博覧会事務局掛

山高 貴下

『公文録』課局 明治八年四月 博覧会事務局

一 豆州沖沈没荷物引揚後横浜税関無税陸揚ノ儀大蔵省へ御達伺 一四

『公文録』課局 明治八年五月 博覧会事務局

一 豆州沈没荷物引揚ニ付仏国領事代理へノ性復書上申并三四箇引揚ノ儀報知書 三三

『公文録』課局 明治八年八月 博覧会事務局

『公文録』課局 明治八年八月 元澳国博覧会事務局

一 豆州洋沈没船ニール号積荷引揚事務并右ニ関スル書類内務省ニ引渡済上申 一四

豆州洋沈没船ニール号積荷引揚事務并右ニ□シ候書記類一切本日内務省七等出仕岡本道へ引渡申候

尤引揚荷物之内横浜廻□之分□即今仏国領事引合中ニ付半□難引越候間処分方法相立引渡候積リニ有之候此段申上候也

元澳国博覧会事務副総裁
議官佐野常民代理
勸業寮六等出仕 山高信離

八年八月十七日

『公文録』各局 明治八年一〇月 元澳国博覧会事務局

一 ニール船沈没ノ付破壊ノ物品償却処分ノ儀同 十九

『公文録』寮局 明治八年一二月 澳国博覧会残務取扱

一 沈没ニール船へ積込候御国品処分ノ儀内務省へ打合済上申 廿七

一 仏国ニール号船沈没ニ依リ船賃取戻候付沈没品引揚方不行届ノ分御償却費ノ内へ差加ノ儀同 三十

先般略申上置候通り澳国博覧会 ㊦ 出品之末御持帰品其外仏国郵船会社 ㊦ 托シ廻送致シ候処香港ニテ積換候ニール船沈没致シ候ニ付私儀帰程之節仏国マルセールニ於テ同社管長へ懇ニ談判ヲ遂ケ右船賃即ポルサイド港ヨリ横浜迄之賃銀取戻方申談候処彼ニ於テ終ニ承諾致シ此程洋銀貳千三百七拾ドルラル八拾セント返却致シ候儀ニ御座候然処官許ヲ経右博覧会へ出品致シ候物ハ素ヨリ十分保護不被成遣候テハ難相成筈ニ付ニール船ヨリ無難ニ引揚方出来候分ハ格別其他ハ代品又ハ代価ヲ以御償却被成遣度就テハ前頭金額ハ右費用ニ差加可申存候右御許可之上ハ処分之儀内務省へ照会可致此段相伺候也

明治八年十月十二日

元澳国博覧会副総裁
議官 佐野常民

『太政類典』第二編第一七二巻産業二一 展覽場四

四三

一 澳国博覧会事務副総裁佐野常民仏国郵船会社ト取結タル約束ニ基キ博覧会用品其他官吏等低価便乗ヲ約定ス

内務省伺

澳国博覧会残務当局へ可引継御指令ニ付此頃逐々受継致候所当初澳国ニ於テ□事務佐野常民ヨリ数次ノ談判ヲ以テメウサゼリ一郵船会社ト博覧会用品并ニ右ニ関係ノ官吏等ノ運送方ニ付約定有之其後右約定ヲ拡充シ一般ノ官品及官吏ニモ及ホシ候ハンニハ多少ノ御利益ナルヘク考候ヨリ尚又種々談判ヲ遂候乎漸ク官吏ノ一項ノミ承諾致候趣右等ノ儀已ニ全人ヨリ上申可致ノ都合ニ相運ヒ居候折柄残務当省へ引継ノ命有之ヲ以テ今其意ヲ継キ爰ニ右ノ約定ノ始末開陳致候付テハ別紙甲号ノ通全会社へ引継ノ儀勸業権頭ヨリ為相達候所乙号ノ通回答差越候右ノ中博覧会関係ノ官吏ヲ除キ他ノ文武官吏欧州日本ノ間ヲ航海スルニハ現行定価ノ一割半引キタルヘシト有之候右ヲ承諾スルノ際日本政府ノ官員ニシテ公用ニテ旅行スルトノ実ヲ其時々明証シ呉レヘキトノ儀申越居

候因テ博覧会関係ノ官員ハ時々勸業頭又ハ勸業頭ヲ代理スルノ人ヨリ乗込証書ヲ附与スルハ勿論ニ候ヘトモ他ノ文武官員ニ至テハ其所属ノ長次官ヨリ前以テ可見合印鑑カ或ハ姓名ニテモ通シ置不申テハ相成間敷右様ニテハ先方ニ於テモ甚タ手数ニ可有之存候ニ付当分ノ内乗込ヘキ諸員ヘハ当省ヨリ減価ニスヘキ証ヲ附与シ置右ヲ所在ノ全会社ヘ差出候ヘハ低価ニ乗込候儀取計候様ノ手續ニ致度尤其手續等ノ儀ハ当省ヨリ院省使庁府県ヘ通達可致此段相伺候也 五月廿四日 内務伺ノ趣聞届候事 六月六日

在横浜仏国郵船会社代官 ロニールヘ照会 河瀬勸業権頭

[甲号]以書翰得貴意候然レハ今般政府ノ命ニヨリ博覧会事務一切内務省ヘ引受相成候ニ付兼テ佐野常民ヨリ貴社ニ係ル約定ノ件々拙者ノ引受ニ相成候付テハ昨今右ノ趣全君ヨリ貴社ヘ可申入管右ニ付其始メ貴社ノ本局及貴社ト往復セシ書翰ノ写及ヒ左ノ事件ノ申繼ヲ受申候

第一 貴社ノ有船ヲ以テトリエスト港ヨリ日本ヘ運送ノ荷物ハーメートル立方或ハ五百キロニ付九拾五弗ノ割仏国ヨリ日本ヘハ現行ノ運賃表ニ応シ都ヲ二割五分減ノ事且ツニール船ニテ沈没ノ物品補全ノ為メ取寄候欧州品無賃運送ノ事右ハ本局管長タロー君ノ千八百七十四年十一月七日付ノ手当ニ依ル

第二 貴社ノ有船ヲ以テ博覧会附属ノ日本官員欧州日本ノ間ヲ航海スルニハ定価三割引ノ事右ハ前全年十二月廿日付ノ前全書ニ拠ル

第三 貴社ノ有船ヲ以テ日本ヨリ欧州マルセールジエノウ龍動又ハトリエストヘ差立候荷物ノ運賃ハーメートル立方ニ付百弗ノ割ノ事右ハ千八百七十五年十二月四日付ノ本局管長タロー君ノ手書ニ添フタル七十六年一月二十六日付ノ貴下ノ書翰ニ拠ル

第四 貴社ノ有船ヲ以テ博覧会関係ノ日本官員ヲ除クノ外日本文武官員欧州日本ノ間ヲ航海スルニハ定価一割五分引ノ事右ハ前全断二月十一日付ニ拠ル

右ノ四項佐野常民君ト御懇親ノ余御承諾相成候趣就テハ此後拙者ヘモ全君全様御口待被下度希望スル所ニ候尚其内貴社本局ノ管長ヘモ此趣可申進候ヘトモ不取敢此段及御報知候敬具 四月十一日

全覆翰 河瀬勸業権頭宛

[乙号]四月十一日ノ五雲到来謹ンテ披読センニ爾來博覧会ニ関係スルノ事務ハ悉ク内務省ニ於テ管理スヘキ旨日本政府ヨリ命令ス而シテ是マテ佐野常民君ニ任セラレシ博覧会事務ヲ該省ヨリ足下ニ委ネタリト足下我輩ニ報知シタリ尤佐野君ヨリハ先日此事件ヲ我輩ニ告知致サレタリシ

我輩ハ既ニ足下佐野君ヨリ伝聞致サレシカ測ラレスト雖モ海上郵便会社ノ郵船ニテ運送スル物貨并渡航スル旅人ノ事ニ付曩ニ海上郵便会社ト博覧会事務局トノ間ニ誓約セシ最要ノ条件ヲ今足下ニ示ントス其要訳左ノ如シ

第一款 欧羅巴ヨリ横浜マテノ送還

欧ヨリ博覧会事務局ニ附属スル物品ハ次ノ条款ニ從テ運搬スヘシ則チ

○マルセイユ（仏港）ヨリ横浜マテー等ノ物品ハーメートル立方（尺名一メートルハ我カ三尺三寸）或ハ五百キログラム（量名一キログラムハ或ハ我カ二百六十八匁一分余ニ当ル）ニ付キ九十三花^{フラン}令其七十五サンチーム（銀錢ノ名一花ハ我カ二十錢百サンチームヲ一花トス）二等ノ物品ハーメートル立方或ハ五百キログラムニ付七十五花

○トリエステ（澳国）ヨリ横浜迄ハ物品ノ一メートル立方減ハ五百キログラムニ付九十五花（右千八百七十四年十月廿九日ノ交易上書翰九百八十九号ニ拠ル）

第二款 横浜ヨリ欧マテノ送還

横浜ヨリ「トリエステ」カ「マリセール」カ「セーヌ」（伊港カ）又ハ「ロンドン」マテ運搬サレシ博覧会事務局ニ附属スル物品ハーメートル立方或ハ五百キログラムニ付キ百花ノ割合ナルヘシ（右千八百七十六年十月四日交易上書翰八百五十五号ニ拠ル）

第三款 日本公吏ノ渡航

博覧会事務局総裁ヨリ特許ヲ得タル事務局并ニ公吏弊社郵船ニテ航海スルトキハ必ス運賃原直ノ三割ヲ減シ払フヘシ（右千八百七十四年十月二十日ノ交易上書翰ニ拠ル）政府ヨリ一ノ確証ヲ与ヘラレタル日本文官及ヒ武官ノ内弊社郵船ニテ日本国ト欧トノ間ヲ航海セント訣スルノ人ハ船賃原直ノ一割五分ヲ減シ払フヘシ（右千八百七十五年十二月一七日ノ交易上書翰八百五十七号ニ拠ル）

上ニ記載セル条款ハ海上郵便会社ト足下ノ前官我輩ノ親友ナル佐野常民君ト約定セシモノナリ而シテ我輩ハ切ニ希フ足下モ佐野君同様ニ我輩ニ親切懇情ヲ尽シ永久足下我輩ノ良友タラン事ヲ謹言

第二科議按 大史歴査

別紙内務省伺ノ趣考按候所博覧会ノ節該事務副総裁佐野常民ヨリ仏国郵船会社ヘ数次談判ノ未博覧会用品運送并官吏航旅ノトキ郵船ノ賃価ヲ減却スヘキ事項ヲ全会社ト取結ヒタル約束ニ基キ今後此郵便ヘ官吏ノ乗込方手続等該省ヨリ各庁ヘ通知致シ度トノ旨委曲具陳ノ次第便宜ノ見込ニ相聞候間伺ノ通御聴許有之可然我御指令按相伺候也 五月三十日内務

- | | | |
|-------------------------------|------------|-----|
| 一 足柄県下豆州沖ニ於テ博覧会事務局荷物積ノ仏国郵船沈没ス | 明治七年三月 | 四十四 |
| 一 同官員出張検査費金交付 | 七年十一月十四日局課 | 四十五 |
| 一 同伴ニ付佐野常民待罪 | 八年一月二十五日官員 | 四十六 |
| 一 足柄県官員前田軍竜ヘ仏国支配人ヨリ謝物ヲ贈ル | 八年二月大蔵 | 四十七 |
| 一 主船寮雇仏人ベルニーヘ尋問ノ為メ佐野常民横須賀ヘ出発 | 八年三月十三日局課 | 四十八 |
| 一 沈没品引揚入費下付 | 八年三月二十二日局課 | 四十九 |
| 一 引揚物品無税陸揚ヲ記ス | 八年四月二十五日局課 | 五十 |
| 一 仏国領事ヘ照会荷物引揚着手 | 八年四月二十七日局課 | 五十一 |
| 一 同伴ニ付佐野常民横浜ヘ外二名豆州ヘ出張 | 八年六月著 | 五十二 |
| 一 同事務ヲ内務省ニテ担任 | 八年八月二十五日内務 | 五十三 |

- 一 同費用七月ヨリ九月迄ノ概計ヲ交付シ存廃ノ意見ヲ申稟セシム 八年八月二十八日内務五十四
- 一 同引揚方ヲ富山清一ニ委任ス 八年十二月三日内務 五十五
- 一 ニール号船積込品処分 八年十二月三日局課 五十六
- 一 同船賃返戻ノ金額ハ大蔵省ヘ納付シ沈没品償却等ハ内務省ニテ処分 八年十二月十四日局課 五十七
- 一 同客歳ノ手續ヲ以テ引揚方着手 九年三月十四日内務 五十八
- 一 引揚方ヲ蘭人ジーカルストヘ譲ル 九年九月二十日内務 五十九
- 『太政類典』第二編第一七三巻産業二二 展覽場五
- 一 澳国博覧会事務副総裁佐野常民仏国郵船会社ト取結タル約束ニ基キ博覧会用品其他官吏等低価
便乗ヲ約束ス 明治七年三月 三十四
- 一 澳国博覧会へ展列ノ物品沈没ニ付佐野常民待罪 明治八年一月二五日 三十二
- 一 ニール号仏船支配人同船沈没ノ際尽力ノ礼謝トシ足柄県官員前田甲龍ニ物ヲ贈ル 明治八年二
月 三十三
- 一 主船寮雇仏人ベルニー氏へ沈没船引上方法尋問ノ為佐野常民横須賀へ出発ス 明治八年三月一
三日 三十四
- 一 明治七年三月豆州沖ニ於テ仏国郵便船沈没ニ付右積荷引揚方ノ儀博覧会事務局ニ於テ取計候条
右人及ヒ用具等入費候金五千円正院へ別途可相渡候事 明治八年三月二三日 三十五
- 一 明治七年三月伊豆国下田沖ニ於テ沈没仏国郵船ニール号へ積込品引揚候ニ付横浜迄運送ノ節同
所税関ニ於テ彼我ノ區別ナク総テ無税陸揚可差許此旨相達事 明治八年四月二七日 三十七
- 一 沈没仏船荷物処分ニ付佐野常民横浜へ二名豆州へ派遣ス 明治八年六月 三十八
- 一 内務省沈没荷物引揚方事務ヲ佐野常民ヨリ引継ク 明治八年八月二五日 三十九
- 一 荷物引揚費用六月ヲ以分界ヲ立七月ヨリ九月迄ノ概算ヲ更ニ交付シ實際ノ景況ニヨリ存廃ノ意
見ヲ稟白セシム 明治八年八月二九日 四〇
- 一 沈没荷物引揚方ヲ富山清一ニ委任ス 明治八年一〇月一三日 四十一
- 一 沈没ニール船積込品処分 明治八年一二月三日 四十二
- 一 ニール号船賃返戻ノ金額ハ大蔵省ヘ納付シ沈没品償却等ハ内務省ニテ処分セシム 明治八年一二
月一四日 四十三
- 一 ニール号船沈没物品客歳ノ手續ヲ以テ四月ヨリ引揚ニ着手ス 明治九年三月一四日 〇〇
- 一 ニール号船沈没物品引揚方ヲ蘭人ジーカルストヘ譲ル 明治九年二〇日 〇〇

【東京国立博物館所蔵分】（『東京国立博物館』資料編 昭和四八年四月三〇日より抄録）

- 一 足柄県下豆州沖ニ於テ博覧会事務局荷積ノ仏国郵船沈没ス 明治七年三月 十五
足柄県届

本月廿一日当管内豆州賀茂郡入間村へ外国人一人上陸事情相尋候処仏国人ニテ船名ニール人員百四

十六人乗組内六十人便船人ニテ本月十三日香港出帆横浜へ通航ノ折柄同二十日闇夜逢難風波元船器械破損右入間村白根海底へ沈没ニ付四人泳出三人ハ溺死漸ク一人上陸候由且隣村妻良村へモ右乗組ノ内三人上陸ノ段今廿四日両村ヨリ別紙ノ通訴出候間右ノ趣外務省へ上申神奈川県へモ及通達置候尤取敢当県官員出張保護申付候儀ニ御坐候此段上申仕候

（別紙省略）

一 澳国博覧会ヨリ持帰ノ物品豆州沖ニテ沈没ニ付官員出張検査諸費金六百七十五円六拾四錢博覧会事務局へ別途可渡此旨相渡候事 明治七年十一月一四日 十六

澳国博覧会ヨリ持帰ノ物品豆州沖ニテ沈没ニ付官員出張検査諸費金六百七拾五円六拾四錢博覧会事務局へ別途可相渡此旨相達候事 局課

博覧会事務局届 史官

別紙ノ通横浜仏国郵船会社ヨリ報知有之候ニ付昨日七日午後一時関沢清明同所へ出張取調候処折角会社頭取不在ニテ確事難相弁候間尚此上事実相分り次第報知可致段談判及置候間追々可申上候へトモ不取敢此段御届申上候也 三月廿八日局課

仏国飛脚船会社社長シャブサール書翰 博覧会事務局宛

以書状御報告申上候然ハ澳国トリエステ港ヨリロイトルへ積来候処横浜ヲ隔ル七十里ノ辺伊豆ノ岬ニライテ破船ニヲヨヒ申候尤モ積込品ハ救出可叶様子ノ報知有之候就テ拙子ハ本日其場へ相越シ貴国政府ノ品物ノ内両三個ナリトモ救出可致候哉篤ト見分ヲ遂ケ帰港ノ後尚御報知可申上候謹言 一千八百七十四年第三月廿五日局課

佐野常民届

去三月廿二日博覧会御荷物伊豆沖ニテ及難船候趣御地事務局ヨリノ伝言同月廿八日夜相違候ニ付直ニ仏国メサセリー会社へ問合候処当方ヨリ事務局当ニ相送り候御荷物ノ内百九十箇ポルサイドヨリシンドト申船ニテ積出候処香港ニテニールト申船ニ積出候処香港ニテニールト申船ニ積換候ニ付右箱数其俣同船へ積移居候ハ、全ク前数ノ御荷物沈没イタシ候段申来恐縮致シ候但箱数番名順序ノ通積出居候へハ其内官物百五十三箇私物三拾八箇ニ御坐候切昨春以来官員ヨリ職工マテ何レモ勉強奉職仕博覧会モ可也ニ仕寄為技術伝習モ夫々及修業近日帰朝ノ上ハ微功ヲモ奏度ト心期罷在候処豈料今般ノ破船天災トハ申ナカラ実には不堪遺憾候御憐察被下度候右不取敢御届申上度如斯御坐候 四月五日局課

外務省上申

本日廿日夜足柄県下豆州賀茂郡入間村沖ニ於テ仏国郵船ニール号沈没場所別紙略図ヲ以テ報知有之候間為御一覽差進申候就テハ右船中澳国ヨリ博覧会事務局へ向ケ差送候諸物品多数積入有之候趣粗致承知候然ルニ日数遷延候テハ風波ノ為ニ自然流散等ノ憂モ有之候間速ニ右荷物引揚方仏国郵船会社へ御打合ノ上御手配相成候方可然此段申達候也 三月三十日外務

上申ノ趣ハ博覧会事務局ヨリ申出ノ上夫々手續相□□候ニ付御指令済之事 内史歴査

博覧会事務局伺

本月廿一日仏国郵船下田沖ニ沈没ニ付同会社ヨリ報知ノ段去ル廿八日上申致シ置候通今日迄確報相待居候ヘトモ未タ不申越ニ付関沢明清山高信離ノ内一人出張ノ上篤ト取調申度候間明朝彼地迄出張為致度此段至急相伺候也 三月三十日局課

同局届

豆州下田沖ニ於テ仏国郵船沈没ニ付取調ノ儀去月三十日伺候通関沢明清出張今九日帰京仕候委細ノ儀ハ追テ可申上候此段申進候也 四月九日局課

同上

豆州入間村仏国郵船沈没ノ景況見聞ノ趣関沢明清上申書絵図面共差出申進候也 四月十日局課史官宛

関沢明清上申

足柄県管下豆州入間村沖ニ於テ去月二十日夜仏国ニール号事務局荷積ノ郵船沈没致候ニ付則私儀同月三十一日同所へ出張実地検査ノ上昨九日帰京仕候右景況見聞ノ俣奉上申候最初ニール船航海中同所ニライテ俄然暴風ニ逢ヒ逆浪激烈偶々陸上ヲ隔ル二町計ノ字サノ根ト云フ暗礁ニ突衝直ニ西ノ方此ノ礁ヲ距ル二町計字白根ト云フ暗礁ニ空中リ此ニ於テ竟ニ覆没及ヒ候由同所出張中右沈船ノ場所迄罷越見分可致処東西南ノ風無止間小船ニテ難行依テ陸上ヨリ得ト見分仕候処沈船少シク斜傾帆檣水上ニ出ル三尺計リ然シテ此間海中凸凹暗礁多ク北ハ山岳隣岫ノ突出西ハ遠州灘東ハ太平洋海ニ接シ蒼波茫茫常ニ風波穩ナラス故ニ下水鐘等ノ機械ヲ要スル能ハズ依テ荷物引揚ノ儀ハ所詮難行届奉存候即今外国人ノ内引揚方見込ノ者有之由付ニ若シ此者ニテ難行届時ハ誰ニヨラス引揚候者へハ荷物代価幾分ヲ被下賜精誠尽力可致旨入間村並近在へ御達有之候ハ、万々一荷揚ノ見込相立候者有之哉モ難計奉存候依テ別紙実地見聞略図相添此段申上候以上 四月十日課

伺

澳国ヨリ物品積来候仏国郵船伊豆岬於テ沈没イタシ候ニ付荷物取揚方手段即今商議ヲ尽シ右手順ニ取掛罷在此上実地検査ノ模様ハ追々可申上候ヘトモ海底ノ様子ニヨリ万一取揚方行届不申節ハ諸々ヨリ出品ノ分ハ兼テ聚集ノ頃御布告面ノ趣モ有之夫々償却等不被成遣候テハ相成間敷ニ付取揚方ノ成否ニ因テ追テ見込相立伺可申候ヘトモ沈没イタシ候品ノ内ニ山梨県下御嶽神社神宝ノ水晶玉一顆有之分取揚方不行届節ハ古来ヨリ秘藏ノ神宝空ク相失ヒ出品者ノ迷惑ハ申迄モ無之将来出品等申勸方ニモ関係イタシ非常ノ災害トハ乍申不信失体ノ筋ニ有之候儀ト殆ト苦慮仕居候処東叡山境内養壽院所持ノ水晶玉頗類似ノ品ニ付原玉取揚不相成時此玉ヲ以テ償還致候へハ信義相立好都合ノ儀ト存候若シ沈没ノ玉取揚ケ同社へ還送ノ道相立候ハ、売払候テモ可然ニ付其筋ノ職工等ニ点檢為致

候処古玉ニ相違無之代償亦下直ノ趣申出候間即今買上置申度尤右代金ノ儀ハ沈没物品中出品者へ償却可致品代等ノ内へ組込一纏ニ可伺出ノ処此寸法ニ可此玉容易入手相成兼候ニ付一時物品御払代ノ内ヲ以繰替置候可仕候此段相伺候也

但シ本文水晶玉ノ儀当今外国人中望人モ有之候ニ付早々決議候様持主願出居候間可成ハ迅速御允許相成度存候也 五月十二日局課

左院財務課議按ノ通御決裁相成候旨承知仕候

水晶玉寸法代価書

一 右水晶玉 曲尺五寸五分一顆

代金七百五拾円

右ハ上野山内養壽院所持

澳国博覧会出品ノ儀御布告書抜

博覧会取扱局ニ於テハ其品物ヲ鑑定シ代価相当ナリト然ル上ハ其品物ノ預リ切手ヲ渡シ彼地ニ持渡リ博覧ニ備ヘシ後売払ヘキ物品ハ其代償ニ諸入費ヲ算当シテ売払元代償ヲ右切手ニ引替本人ニ渡スヘシ博覧ニ備ル而ニテ売払ハサル物品ハ彼ノ地ニ於テ鑑定ノ上褒賞ヲ受クヘキハ其褒賞ヲ添テ右切手ニ引替本人ニ渡スヘシ

博覧ニ備売払ヘキ品ニテ其代償ヲ直ニ受取度者ハ品物差出次第其代償相当ノ金高ヲ官ヨリ下渡スヘシ彼国ヘノ往返船賃并御国内運送旅費等ノ入費ハ一切官ニテ給セシ途中可成大破損ナキ様用意シ万一破損アルトキハ相当ノ金高ヲ被下ベシ差出品ノ目的ハ博覧会布告書ヲ参考スベシ

博覧会事務局へ掛合 左院財務課

御嶽神社神宝水晶玉航海中伊豆岬ニ於テ沈没ニ付右ニ類似ノ品御買上相成度旨御伺出ノ処右ハ仏国郵船御雇ニ相成澳国ヨリノ物品ハ積入ノ節海上危険受負料御払相成居候哉左スレハ沈没ノ物品償方等ハ如何ノ御談判ニ相成居候哉其手續致承知度此段及御問合候至急御回答有之度候也

同局回答 同課

御嶽神社神宝水晶玉航海中伊豆岬ニ於テ沈没ニ付右類似ノ品御買上相成度旨伺出ニ付仏国郵船へ物品積込ノ節危険受負料御問合ノ趣致承知候右ハ先頃中電信ヲ以テ佐野副総裁へ及問合候処受負ハ都テ不致旨申越候因テ不取敢前件伺出候儀ニテ外荷物ノ儀ハ追テ見込可伺出ト存候此段及御回答候也 五月十四日局課

同局へ再問合 同課

御嶽神社神宝水晶沈没ニ付類似ノ品御買上相成度趣御伺出ノ処右ハ澳国博覧会出品ノ儀ニ付御布

告ニ候へハ定テ同社ヨリ御局へ御預ノ節品物御鑑定ノ上代価相当ニ御定置ノ事ト存候右御見積ノ代価何程ニテ候哉致承知度此段及御問合候折返シ御回答有之度候也

同局回答 同課宛

澳国博覧会出品御嶽神社神宝水晶玉同社ヨリ当局へ預リ候節品物鑑定ノ代価定置候ハ、御承知被成度段御申越ノ処右ハ其節出品ノ者へ相断不申候ヘトモ凡千円程ノ者ト鑑定イタシ置候此段御回答申進候也 五月十七日局課

左院議按 財務課主査内務課歴査

山梨県下御嶽神社神宝ノ水晶玉伊豆岬ニテ沈没候ニ付右ニ類似ノ品御買上同社へ還付相成度旨別紙博覧会事務局上稟ノ趣篤査候処澳国ヨリ積来候沈没ノ物品取揚方ノ儀即今商議中ノ由ニ候へハ実地検査ノ上万一取揚方不行届候ハ、澳国博覧会ノ出品聚集ニ付御布告モ候へハ右ニ照準シ夫々償却不被成遣候テハ相成間敷就テハ同社ノ水晶玉而耳特別ノ御処置ニモ及間敷追テ取揚方ノ成否ニヨリ一般同一ノ御処置ニ相成候方可然此段御高裁仰キ候也 五月廿五日本議通決裁

金四拾八円八拾五銭 小買物其外雜費

金四拾三円七拾八銭 運送賃

但水潜器械東京ヨリ伊豆妻良村迄往復并先触賃共

金貳百拾七円 水潜器械損料

但日数三十一日分一日ニ付金七円

金七円五拾五銭四厘 綱一房損料

但日数三十一日分一日ニ付金二拾四銭三厘六七

博覧会事務局へ掛合 左院財務課

澳国博覧会ニ付追々御受取相成候定額金及増金共結局決算自今如何ノ運ヒニ相成居候哉清算済未済並残金有無共一廉限リ致承知度此段及御尋問候也 十一月四日局課

同局回答 同課宛

澳国博覧会為入費請取候定額金并増金其外共云々御問合承知致シ候定額ノ儀ハ最初二十五万円受取同国へ出帆ノ節拾五円受取其後増金五万八千円受取都合四拾五万八千円ニ有之候然ル処清算ノ儀此節専ラ取掛リ居候ヘトモ何分佐野副總裁帰朝ノ上ナラテハ相纏兼候將又残金有無ノ儀モ尚更同人帰朝無之候半テハ難分候間右様御承知有之度此段不取敢及御回答候也 十一月五日局課

左院議案 財務課主査

博覧会事務局伺澳国ヨリ持帰ノ物品積入候仏国郵船ニール号豆州沖ニテ沈没ニ付為実検官員出張

尚又主船寮工手水潜人等召連候入費金ノ儀審按候処右ハ非常ノ災害ニ逢ヒ無余儀臨時費相掛リ候次第ニ付諸入費高金六百七拾五円六拾四錢別途御下渡ノ外有之間敷存候依テ大藏省へ御達按左ニ取調此段上陳候也 十一月一四日決裁局課

一 澳国博覧会へ展列ノ物品沈没ニ付佐野常民待罪 明治八年一月二五日

弁理大使兼博覧会事務副總裁 佐野常民進退伺 史官宛

澳国博覧会ニ展列致候鎌倉其他神社ノ什物華士族平民所持ノ物品及本会ニ於テ購求貿易致来候機械諸物其外展列売捌残品等取合セ去年一月中ヨリ仏国郵船ニテ積送候処香港ニ於テ積換候郵船ニール号同年三月中豆州沖ニテ暗礁ニ触レ初便ノ荷物悉皆沈没致候然ルニ仏国郵船ハ是迄右等ノ患害モ不聞及ニ付御用費不相崇様注意ノ余リ保険金不差出候処意外ノ始末ニ立至リ驚駭仕不取敢仏国マルセイユ港メサシリー本社ニ以書簡云々申送置澳国帰路同社へ立寄事故申談候末社長モ亦痛情ヲ致斟量一端払渡済候ニール号へ積込荷物運賃ハ悉皆返還ノ上沈没品ニ可換品々他日欧州各国ヨリ更ニ采集ノ節ハ総テ無賃回漕可致呉筈又博覧会事務局ヨリ各国へ差回シ候荷物運賃ハ二割五分引テ以テ運輸可致事ニ談決イタシ且同局ヨリ各国へ派遣ノ人員船賃ハ上下等ヲ不論定価三割引にイタシ候積ニテ是ハ近々承諾ノ確答有之筈ニ御座候尤同局ニ不限政府ニ於テモ右振合ニテ御依托相成候ハ、同様取計可申旨モ略結約致来候乍去即今ニール積荷ノ運賃取戻候込十一ノ補費ニテ不相当多分ノ御用途一時御損失相掛殊ニ此購求貿易ノ諸物ハ将来人民勧誘ノ御目的相達候為メ苦心協力采集候処過半水泡ニ属シ随テ稀世ノ珍宝他人ノ愛品迄多少棄耗候段天災トハ乍申不肖ノ常民誠意不至遠慮不達故ノ儀ト深く恐懼ノ至リニ御坐候依之謹慎罷在何分ノ御沙汰奉待候以上 一月廿三日官員

〔新聞記事集成〕

『官許横浜毎日新聞』第九九五号第三面 明治七年三月二六日

○本三月十三日香港開帆本邦へ航海の仏国〔ニール〕号郵船去る廿日夜豆州賀茂郡入間村地先に於て暴風虐浪に会し満船沈没に及び乗組百四十六人の内助命のもの纔に四人と云猶詳細の確報を得て後号に記すへし

『公文通誌』第九十七号第三面 明治七年三月二六日

〔海外新報〕

仏蘭西郵船ニール号香港より横浜さして航海せしが去る二十日の夜伊豆の国海岸入間村の沖に於て器関を破り遂に難船したり尤乗客并に水夫の員数百四十六名なりされども溺死の者ハ僅かに四人なりと云右の急報を得て横浜碇泊の仏国軍艦ボウラン号直に発艦して之を救ひ破損船の乗客等を看護したりとぞ

右ハ廿六日のジャパンメール新聞中に記載するところを訳出せるものにて未だ詳細の事々に至てハ知ることあたはず昨今街間の風説に右船中にハ日本人も乗組居たる由然らハ其死生は果して如

何哉何れ後報こそあるべければ其時を待て再録すべし

同新聞に曰く神奈川県に於て得たる電報に仏国郵便船一艘伊豆国下田沖に於て颶風の難に逢ふて忽ち覆没し生命を助かるもの僅かに四人なりと委細の説ハ未だ分かず

『郵便報知新聞』第三〇二号第一面 明治七年三月二七日

○本月廿日夜豆州海岸入間村沖合にて仏国郵船ニール号同国の軍艦ポーレン号に衝突破船せしといふ乗組の者百四十六人有り死傷等ハ未だ其詳なるを得ず

『東京日々新聞』第六四六号第一面 明治七年三月二八日

〔江湖叢説〕

○伊豆の国より来状に云く本月二十日の夜同国妻良にて（フランス）船一艘沈没せり其乗組のフランス人一兩名上陸して頻りに何か申立れども言語さらに通ぜず只難船人の趣なれば早速足柄県へ届出たれども是れ又通事なきを以て情実細かに分からざれども乗込の者多分ハ溺死せしならん可憐の至りなり且ツ其船ハ蒸気なりしや帆前なりしや槳にハ知るべからずとかや総て海辺を管轄する諸県にハ訳官一員ぐらゐハ御備ありても可ならんか爰に該県庁よりの届書を録す

仏国船沈没乗組之内漂着之儀に付上申書

本月廿一日当管内豆州賀茂郡入間村へ外国人老人上陸事情相尋候処仏国人ニ而船名ニール人員百四十六名乗組内六十人便船ニ而本月十三日香港出帆横浜へ通航之折柄同二十日闇夜難風に逢ひ元船破損右入間村字白根海底へ沈没ニ付キ四人游出候処三人ハ溺死致シ漸ク老人上陸候由且ツ隣村妻良村へモ右乗組ノ内三人上陸候段今二十四日両村ヨリ別紙ノ通り訴出候間右之趣内務省外務省へ上申神奈川県へモ廻達ニ及ビ置申候尤モ不取敢当県官員出張保護申付候儀ニ御座候此段上申候也

明治七年三月廿四日

足柄県権令柏木忠俊

昨日の報知新聞に拠るに（ニール）号ハ（フランス）の郵船なり同国の軍艦（ポーレン）号に突き当りて破船せりといふ

『東京日々新聞』第四六七号第二面 明治七年三月二九日

〔投書〕

昨日豆州沖ニ於テ仏国郵船破損ノ事ヲ記セシガ尚横浜刊行（エコーデュジャポン）新聞ヲ閲スルニ又其事アリ大同小異ナレドモ記シテ以テ参考ニ供ス

抑モ仏国郵船「ニール」号ノ伊豆沖ニテ破船セシ新聞ハ未ダ審カナラズト雖モ此船ノ全ク破壊セシハ多分実説ナル可ク而シテ其破船ノ原由ニ付キ種々ノ臆説アリト雖モ其中最モ信ズ可キハ「ニール」号ノ暗礁ニ衝突セシ後蒸気罐ノ破裂セシニ在テ此災禍ハ実ニ瞬間ニシテ小艇ノ降ロシテ乗組人ヲ救フ暇ナク之レガ為メ夥多ノ人命ヲ損シ船中総人数百四十六名ノ中ニテ今迄着岸シタルノ報アル者僅カニ七名ニ過ギズ其中四名ハ小艇ニ乗りテ二十一日ノ朝漸ク「イルマ」村ニ上陸セシカ中三名ハ身

体勞レテ終ニ可憐黄泉ノ客トナリ又ター名ハ疲弱ノ余リ敢テ破船ノ模様ヲ語ル能ハズ其他ノ三名ハ救ハレテ「ツマヲ」村ニ上陸スルヲ得タリ然レドモ「ニル」船ノ乗組人ハ多年航海ヲ業トスルヲ得タル者多キガ故ニ風波ヲ凌ギテ此処彼処ニ上陸スルヲ得タル者亦寥ナカラザル可シト余等ノ推察スル所ナリ○「ニル」号破船ノ報告ハ一昨二十四日ノ暁「イルマ」村ヲ出立セシ早飛脚ノ神奈川県庁ニ持来リシ□状ニ因リ初メテ之ヲ得タル所ニシテ此早飛脚ハ昨廿五日ノ午後右県庁ニ着シタレバ凡ソ百七十「ミル」ノ路程ヲ三十時ニテ通行シタルナル可シ○右破船ノ新報ハ横浜ニ在ル仏蘭西人ノ為メニハ殊ニ大不幸ニシテ皆之レガ為メ驚駭セザル者ナク仏国軍艦「フライン」号ハ今朝早速「ニル」号破船ノ処ニ向テ出帆シタレバヤガテ右破船ニ付テ確報ヲ得可シト希望スル所ナリ

『公文通志』第一九八号第一面 明治七年三月二九日

〔海内新報〕

昨日のジャパンメール新聞に曰く仏蘭西ニール号難船の事に付て再報を得たり

伊豆の海岸に於て本船の沈没したるハ二十日か或ハ二十一日の夜中なり船中の諸荷物等ハ素より皆流没して乗客四名辛ふじて一命を助かれり其余の人々ハ如何なり□□□未だ生死の程定めがたし其生残れる四人ハ現にメラ村に留まりて土人の扶助を受け横浜より救助人の来るを待つ云々
右書翰ハニール号乗客の一人レヲナムララル氏の発するところなり

『官許横浜毎日新聞』第九九八号第二面 明治七年三月三〇日

乍恐以書付御届奉申上候

一バテラー一艘	助命人三人
但 長サ二丈	内一人商人ノ由
幅サ六尺五寸	外二人乗但人

右ハ当月廿一日午前六時頃当村字吉田濱へ上陸いたし候趣村方へ申出候に付即刻罷越様子承り候所
仏蘭西国船名ニール人員百四十六人内六十人東京横浜見物に参り候然る処当月十三日南京ホンコン
港出帆同廿日闇夜にて山手見失ひ殊に異風雨浪高浪にて凌方無之漸々右バツテラーに乗移り右三人
助命且元船の儀ハ入間村字白銀と申所へ沈船におよひ候儀に御座候依之此段不取敢御届奉申上候以
上

横浜海岸仏蘭西十番屋敷と申事に御座候

明治七年三月廿四日 賀茂郡妻良村

副戸長 飯作定八印

戸長 栗田甚七印

足柄県権令 柏木忠俊 殿

乍恐以書付御届奉申上候

一仏蘭西 一人

右ハ本月二十一日午前六時当村濱へ上陸仕居候趣村方より届出候間早速罷越事故相尋候処船名ニール人員百四十六人乗合内六十人便船にて本月十三日南京ホンコン港出帆横浜海岸仏蘭西十番屋敷へ渡海の折柄同廿日暗夜に寄山手見失ひ殊に疾風暴風雨鯨波呑舟の勢楫櫓残らず湯釜破裂し欲凌に無術既に元船ハ当村字白銀とす海底に沈没仕不得止任運四人同心致游泳候処外三人沈溺仕漸く一人着岸候由に寄り飢寒の体に候間早々拙宅へ招入れ介抱仕置即刻東西浦々へ廻り入仕候外に三人バツテラより妻良村へ上陸存命の趣に候依て右の者より横浜フランス屋敷へ事件通暢頼入に付□□郵便にて相届申候更に積込品ハ衣類膏酒等の由に候得共諸帳面無之故不詳細候尚廿一日人足召連右沈船場所遠近探索仕候処反物二十三反切十二片帆三片カイ十二挺蠟一筐及び溺死骸兩人拾ひ来助命人仕頼其儘樽詰に致置候間此段不取敢御届奉申上候以上

明治七年三月廿四日

賀茂郡入間村

副戸長 渡辺庄右衛門 印

戸長 外岡 文平 印

足柄県権令柏木忠俊殿

『公文通誌』第一九九号第一面 明治七年三月三〇日

〔海内新報〕

仏国郵船伊豆海岸に於て沈没せることハ已に当社新聞百九十六、百九十七両号に記載せり然るに今又右一件に付足柄県よりの御届書を得たれハ茲に録す

本月廿一日当管内豆州加茂郡入間村へ外国人一名上陸仕候に付事実相尋候処佛国人にて船名ニール人員百四十六人乗組内六十人便船にて本月十三日香港出帆横浜へ通航の折柄同二十日暗夜難風波に逢ひ元船破損右入間村字白根海底へ沈没に付四人游出候処三人ハ溺死致し漸く一人上陸候由且つ隣村妻良村へも右乗組の内三人上陸候段今二十四日両村より別紙の通り訴出候間右の趣内務省外務省へも上申神奈川県へも廻達に及び置申候尤不取敢当県官員出張保護申付候儀に御座候此段上申候也
七年三月廿四日 足柄県令 柏木忠俊

『横浜毎日新聞』第九九八号第四面 明治七年三月三〇日

〔広告〕

佛国〔ニール〕号破毀^{▼▼}し折死者の為に三月三十一日本港本町通〔カソリック〕寺院に於て葬儀を挙行する由

『官許横浜毎日新聞』第一〇〇一号第二面 明治七年四月二日

〔内国雑聞〕

○仏国郵船ニール号足柄県管下豆州賀茂郡より報知有之右難所へ出張被命候付該地之様子左に申上候

- 一 三月廿五日夕仏国軍艦ボヤリン号へ乗組尤仏国領事并に郵船会社同行
- 一 同二十六日午前第七時出港午後四時頃豆州下田港へ投錨
- 一 同二十七日午前第七時右同行兩人陸地発足同日午後四時頃前書入間村へ着致候此村中に助命之者一人滞在有之依て同村海蔵寺へ一同止宿致し隣村妻良村字吉田と申処に滞在之助命三人を同村へ呼寄せ申候
- 一 廿八日朝足柄県権令柏木忠俊出張被致候付面会之上流寄候死骸埋葬其他共天々引合榎濟申候処第十二時頃ボヤリン号下田より同村之沖合に来航之小船相廻し候付助命せし佛人四名并に同行之外国人兩人共一同右小船に移り軍艦へ乗組午後三時頃同所起錨致二十九日午前四時頃横浜入港直に上陸仕候事

右之通出張中之始末申上候也

明治七年三月三十日

神奈川県三等訳官榎原保太郎

神奈川県令中島信行 殿

記者曰死骸埋葬の地ハ本文海蔵寺中なりといふ

『日新真事誌』第二六三号第二面 明治七年三月三十一日

〔県新聞〕

○仏国郵船（ニール）号沈没ノ報知紛然トシテ其詳説ヲ得ス横浜神戸新聞ヲ以テ大概ヲ領知ス而シテ今足柄県ノ申報ニヨリ尚其事情ヲ詳ニスルヲ以テ此ニ録載シ併セテ航海人ノ後鑑トナス是ヨリ先キ本月十三日該船載スル所ノ人員百四十六清国香港ヲ開帆シテ將ニ横浜港ニ到ラントス駛走スル数日同二十日ノ夜巽風卒カニ吹テ雨之ニ加ハリ四方暗黒ニシテ所望ノ山嶼ヲ失ヒ水手力ヲ尽スト雖モ氣力支フヘカラス此際器関ノ損毀スル所アツテ終ニ豆州加茂郡入間村字白根海底ニ沈没シ溺スルモノ百四十二名僅ニ四名ノモノ命ヲ保ツヲ得ルト雖モ其一ハ高浪ニ浮沈シ三名ハ（バツテラ）ニ扶ケラレ辛心勞苦廿一日ニ於テ一ハ入間村ニ上陸三名ハ同廿四日同郡妻良村ニ漂着皆九死ヲ出テ再生ノ思ヒアリ即各村戸長ニ因テ該県庁ニ申訴シ以テ其状ヲ呈ス県官乃之ヲ檢シ外務省及神奈川県庁等ヘ申訴シテ旨ヲ内務卿ニ具進スト云夫レ風伯ノ一タヒ威ヲ逞フスル其害百貨ヲ水底ニ埋メ人生ヲ藻根ニ培シ只六魚ノ服口ヲ飽カシムルノミ何ソ其レ酷且苛ナルヤ実ニ四名カ如キハ不幸ノ大幸ト云ヘシ航海ニ従事スル者宜シク鑑トセヨ

聞ク足柄県庁嘗テ通弁官ノ備ヘアリシト此県ノ管タル海岸ニ固沿シテ温泉多ク中外ノ人民コ、ニ往来スル常ニ絶ユルナク外人ト接スルニ大ニ其便アリキ然ルニ方今其官ヲ擱止セラレ平常外人ト接スルノ便ナラサルノミナラス已ニ今日ノ漂着アルモ言語更ニ通セス困難ノ事情ヲ詳ニスル事ヲ得ス県官戸長等大ニ困却百方情ヲ推シ実ヲ索メ漸クニシテ概略ヲ察知スト云フ

『官許横浜毎日新聞』第一〇〇四号第四号 明治七年四月七日
 『官許横浜毎日新聞』第一〇〇五号第四号 明治七年四月八日
 『官許横浜毎日新聞』第一〇〇七号第一号 明治七年四月一〇日
 『官許横浜毎日新聞』第一〇〇八号第一号 明治七年四月一日
 『官許横浜毎日新聞』第一〇〇九号第一号 明治七年四月一三日
 [以上、同文ノ広告]

○広告

○三月廿一日豆州入間崎に於て仏国火輪舟号ニール舟破裂致候付右舟荷物并諸道具共入札致度候に付御望の御方ハ当港元町一丁目中山新右衛門方迄御入来可免下候様奉願上候

尤も海深さ仏尺□四十メエイトル日本尺□十二丈八尺

元町 中山新右衛

『官許横浜毎日新聞』第一〇〇七号第二号 明治七年四月一〇日

○足柄県管内豆州入間郡沖沈没之仏国船乗組死骸船具流寄之儀布達案

第一区	第二区
第三区	第四区
第十四区	第十五区
第十六区	第十八区

足柄県管内豆州入間郡沖ニ於テ仏国郵船ニール号沈没イタシ乗組之内外国人溺死イタシ候就テハ右死骸并船具積荷等海上ヲイテ見当り候歟又ハ海岸等へ流寄候ハ、引揚不取敢可訴出候右之趣区内無洩落可相達候事

明治七年四月二日 神奈川県令中島信行

任神奈川県中属

上等月給下賜候事 租税中属磯貝静蔵

四月九日

『官許横浜毎日新聞』第一〇一三号第三面 明治七年四月一七日

○貴社新聞九百九十五号ニ掲載セシ豆州沖ニテ沈没セシ仏国郵船ニハ乗組タル船将水夫及ヒ乗組等都テ一百四十余人悉ク魚腹ニ葬ラレ幸ニシテ免ルヲ得シ者纔ニ四人ノミナリト夫レ人命ハ至重ナレバー視同仁ノ心ヨリ之ヲ見レバ実ニ慙惻惆悵ノ至リニ堪ヘザレトモ但海外ノ人ノミニテ内国人ハ一人ト聞タレバ自カラ内外主客ノ別アリテ情又厚薄親疎ノ別有ラザル能ハズ扱人命ニ続テ至重ナルハ金銀貨物ナレトモ是又幾万千ノ損耗ナルヤ計算スベカラザル内ニ先年昌平博覧会ニテ衆人ノ観ニ供セシ名古屋城ノ金鷄尾一箇澳国都府博覧会へ出品ノ中ナリシガ彼ノ人其数仅ノ上ニ置ケル品ナルヲ不知ヨリ徒ラニ其製造ノ笨俗ニシテ稽巧ナラサルヲ観テ真金ニ非ストナシ購ヒ去ル者ナカリシニ

因り此度右船ニ併載シテ帰りシニ付終ニ海底ノ物トナリ空シク竜城乙姫宮ノ鎮護ヲナセリト実ニ惋惜スヘキナリ猶此他ニ澳国ヨリ重貨ヲ以テ易ヘ来リシ諸物件皆珍奇怪偉ニシテ我博覧会ニ列シテ看者ノ知識ヲ拡充開新スルニ足ル物モ一併ニ之ヲ水浜ニ問ヘ云ヘル事トナリシハ真ニ遺憾ノ至ナリ或ル人云白銀崎ニ於テ黄金鷗尾ヲ失スル名義自カラ漫然ナラザルニ似タリト 礫川住垂翼道人